

平成28年(ワ)第12785号 第17680号 第28219号 平成29年(ワ)第32358号
損害賠償請求事件

原告 部落解放同盟 外248名

被告 示現舎合同会社 外2名

準備書面 24

(最終準備書面)

2021年3月18日

東京地方裁判所第13民事部 御中

原告ら代理人弁護士 河村 健



同 山本 志都



同 指宿 昭一



同 中井 雅人



第1 前提事実	5
1 前提事実その1 (『復刻版 全国部落調査』出版について)	5
2 前提事実その2 (本籍地等戸籍情報や住所に関する情報の取扱い)	6
3 前提事実その3 (被差別部落の所在地等に関する「リスト」の扱い)	7
4 前提事実その4 (被差別部落の所在地と行政区画名との関係)	8
第2 人格権侵害	10
第3 プライバシー権侵害	11
1 プライバシー権の権利内容	11
2 プライバシー権被差別部落出身であることはプライバシーに属する情報であること	11
3 原告らはいずれも被差別部落出身者であることの開示の有無や開示する対象、開示する範囲を自ら律し決定してきたこと	15
4 「解放同盟関係人物一覧」のデータばら撒き行為が原告らのプライバシー権を侵害すること	15
5 『復刻版 全国部落調査』の出版等が原告らのプライバシー権を侵害すること ..	17
6 原告らの一部に、被告らの本件各行為の行われる以前において、解放同盟における役職や被差別部落出身であることが明らかにされていた者がいても、プライバシー権が侵害されることに変わりがないこと	19
第4 名誉権侵害	21
1 名誉権侵害にかかる原告主張の基本構造	21
2 「部落解放同盟関係人物一覧」(別紙目録3) について	23
3 「全国部落調査」(別紙目録1・2・4) について	27

第5	差別されない権利.....	31
1	私人間において差別されない権利	31
2	本件書籍及び本件記事の性質.....	32
第6	原告解放同盟の「業務」を円滑に行う権利の侵害.....	35
1	原告解放同盟の活動の阻害	35
2	原告解放同盟の構成員たる被差別部落民の人格権の侵害	37
3	小括.....	37
第7	被告らの掲載責任	37
1	「同和地区.みんな」の記事に関する被告らの責任.....	37
2	「同和地区.com」（ミラーサイト）の記事に関する被告らの責任.....	38
第8	被告三品の責任及び業務執行社員の責任.....	40
1	被告三品自身の個人責任.....	40
2	被告宮部及び被告三品の被告示現舎業務執行社員としての責任（会社法597条）	41
3	小括.....	41
第9	被告らの加害行為.....	41
1	事実実験公正証書（甲344）の公開	41
2	原告藤川に対するさらなる加害行為.....	42
第10	故意・過失.....	44
第11	被告らの悪質性.....	46

1 被告らの行為の特徴.....	46
2 被告らの差別情報発信継続への執着.....	47
3 被告らによる差別のための「総合的なツール」の提供.....	55
4 悪質な意図の貫徹.....	63
5 出版やインターネット上の記事掲載の潜在的危険性.....	69
 第12 反訴について.....	71
1 被告ら（反訴原告ら）が反訴で求めたもの.....	71
2 書籍出版差止仮処分の申立てに関する反訴.....	72
3 被告三品を本訴被告にしたことに関する反訴.....	73
4 被告三品に対する滋賀県集会での対応に関する反訴.....	73
5 被告宮部及び被告三品に係る要請文を発したことに関する反訴.....	75
6 小括.....	76
 第13 請求の拡張関係.....	76

第1 前提事実

1 前提事実その1 (『復刻版 全国部落調査』出版について)

被告宮部・被告三品が経営する被告示現舎は、2016年2月8日に『復刻版 全国部落調査』を同年4月1日に発売する旨の宣伝記事を被告示現舎ホームページ上に掲載した(甲10、宮部尋問結果7頁)。

同宣伝記事に掲載された『復刻版 全国部落調査』の表紙には「全国部落調査」などの文言に続けて「地名総鑑の原典」とのキャッチコピーが記載されていた(甲10)が、当該キャッチコピーを考案したのは被告宮部であった(宮部尋問結果8頁)。

被告宮部は2016年2月8日において、『復刻版 全国部落調査』の記載内容は原稿を読んで把握しており(宮部尋問結果7頁)、昭和11年段階で既に「本書の取扱いに就ては弊害なきやう充分留意せられんことを望む」と記載されていたことを知っていた(宮部尋問結果9頁)。

また、被告宮部は2015年11月30日に被告示現舎のホームページ上で「同和と企業第1回 部落地名総鑑事件から始まった」という記事を執筆し、その記事中において、「企業は何のために地名総鑑を買ったのかと言えば、はっきり言えば就職差別のためである」旨記載をした(宮部尋問結果8頁)。

それにもかかわらず、被告宮部は出版に際して著作権法上の権利侵害以外に何らかの権利侵害があるかどうかについて、全く気にせず、検討せずに出版を行おうとした(宮部尋問結果9頁)。

被告らがインターネット上で情報をばらまいた『復刻版 全国部落調査』のデータは①被告宮部が社会事業大学で発見した、昭和11年当時に編集された手書きの「原本」のデータ(宮部尋問結果1頁)と、②被告らが当該「原本」を活字化したデータの2種類が存在したが、②のデータにおいては、「原本」には存在していなかった「現在地」なる項目が追加されていた(別紙目録1、2、4参照)。第2次大戦後に特に都市部で広く実施された「住居表示」の導入により、土地の特定の方法として従来の「地番」を用いた特定から「住居表示」を用いた特定の方法が一般化したのであるが、被告らがデータ

をばらまいた『復刻版 全国部落調査』のデータのうち②のタイプについては、昭和11年当時の地番に基づく土地の名称を知らない者であっても、「現在地」の記載を見れば住居表示による被差別部落の検索が容易になる体裁となっていた。

2 前提事実その2（本籍地等戸籍情報や住所に関する情報の取扱い）

本籍に関する情報は、かつての戸籍法においては「戸籍公開の原則」が採用されていたために、本人以外の者が本人の戸籍情報を取得することは極めて容易であった。また、社会生活上においても、レンタルビデオの会員申込書や各種の提出書類に「本籍」の記入が必要であったり、本人確認のために本籍地が表示された免許証のコピーを添付したりする必要があるなど（川口尋問結果3頁以下）、本人以外の者に対して戸籍情報を開示する場面も多々存在した。

しかしながら、その後戸籍公開の原則は数次の法改正により修正され、現在では本人以外の者が本人の戸籍情報を取得することは困難となった。

本籍地等の戸籍に記載された情報は部落差別に利用されることがある情報であるから、「元穢多」などの記載がある壬申戸籍は法務省によって閲覧禁止の措置が取られており、就職において用いられる統一用紙には本籍記入欄を設けず、運転免許証においても本籍地は電磁記録データとして免許証内に保有はするものの文字による表記を行わない扱いに変更されているなど、本籍地等の戸籍に記載された情報は一般に公開しない扱いが取られるに至っている。なお、個人情報保護法においても2017年（平成29年）改正により「要配慮個人情報」（いわゆる「機微情報」）に関する特別な取扱いが設けられ、被差別部落出身であることは同法における要配慮個人情報に該当することとされている。

しかし、社会的には未だに結婚式の釣書や就職時の履歴書等に本籍を記載させることを当然とするかのような風潮が根強く残存し（川口尋問結果4頁以下、甲453）、プライム事件などに顕著に見られるように多額の金銭を払ってまでも「身元調査」を行いたいという風潮が残存している（片岡尋問結果6頁）。

一方、個人の住所については当該個人の生活の本拠地であるという住所の性質上秘匿することは困難であり、社会生活上も宅配便や郵便の受発信や各種団体における住所録の作成、各種契約の申込書の作成などにおいて記載が必ず求められる性質の情報である。ある特定人の住所情報は当該個人と一定程度の交流関係が存在すれば覚知できる情報であるから、個人の住所情報を取得しようとした場合、戸籍情報と比較して極めて簡単に取得できる情報と言える。

3 前提事実その3（被差別部落の所在地等に関する「リスト」の扱い）

全国の被差別部落の地名の一覧表や、被差別部落にルーツを持っている者の一覧表は、差別の対象となっていたこと以外に共通の特徴はないから、当該一覧表は部落差別の対象を特定すること以外に利用できないものである（甲160 木村意見書5頁）。

部落差別は、特定の地域・場所を「被差別部落」とであると見なし、当該地域・場所にルーツを有する者を差別する形態で行われる。従って、単なる地名情報だけでは部落差別は起こりようがなく、部落差別を発生させる前提条件として「特定の地域・場所を被差別部落として特定する情報」が必須である。本件における『復刻版 全国部落調査』はまさに特定の地域・場所を「被差別部落」としてリストアップした書籍・データである。

これらの「被差別部落のリスト」についても、法と社会は一貫して厳しく対処してきた。

法務省による壬申戸籍の閲覧禁止は戸籍情報から被差別部落とされる地域・場所を特定されることを防止するために行われたと言えるし、法務省による依命通知（甲352）は、このような一覧表は原則として違法となることを示している（片岡尋問結果15頁）。

なお、同依命通知は例外として違法性が認められないと考えられる場面も示しており、被告宮部は当該依命通知を読んだ上で、被告示現舎のホームページ等に

掲載している「部落探訪」と題する各記事のタイトルに「学術・研究」という文言を付け加えたと供述している（宮部尋問結果10頁）。しかし、被告宮部はタイトル以外の記事の内容には特段の変更を行わなかった（宮部尋問結果11頁）のであり、被告宮部による対応は依命通知を遵守したものでは全くない。

インターネットの領域においても、日本における主たるインターネット事業者がこぞって加入している通信関連4団体は共同で「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」を発表しているところ（甲43）、同条項の解説において「不当な差別取り扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどと示す情報をインターネット上に流通させる行為」を禁じている。

被告らが流通させた『復刻版 全国部落調査』のデータや「部落解放同盟関係人物一覧」のデータは、まさに差別のためにしか利用できない情報である。被告宮部は、本件が発生する以前から「全国隣保館連絡協議会の加入館のリスト」を入手して「同和地区を特定」することに手を染めてきた経過を自白している（宮部尋問結果2頁）。被告らは、被差別部落の地名リストや部落解放同盟の関係者とされるリストが部落差別に利用される情報であることを熟知した上で、今回の行為に及んだことが明らかである。

4 前提事実その4（被差別部落の所在地と行政区画名との関係）

本件における『復刻版 全国部落調査』は全国の被差別部落とされる場所の地名リストという性質を有するが、被差別部落とされる地域・場所は差別する側が「ここは被差別部落である」旨見なすことによって特定されてゆくものであり、地域全体の住民数や地理的広がりからすれば少数・小規模地域となるという特徴を有する（片岡尋問結果18頁）。

そこで例えば『復刻版 全国部落調査』の記載において被差別部落の「所在地」として「●●学区」等と記載されていたとしても、それは小学校や中学校の学区を示すものであって行政上の区画や行政上の地域名とは合致しない地理的範囲とな

る（より狭い地理的範囲となる）。同様に、『復刻版 全国部落調査』の記載において被差別部落の「部落名」として神社の祭礼当番を担当すべき地理的広がりを持つ地名が記載されていたとしても、同様に行政上の区画や行政上の地域名とは合致しない（片岡尋問調書18頁以下、川口尋問結果6頁）。

このことは、被告宮部も自らの出身地である鳥取のS地区についていわゆる被差別部落とされる集落と、いわゆる一般地区とされる集落が一体となって形成された経過を認めていることから明らかである（宮部尋問結果37頁）。すなわち、S地区とされる一定の地理的区画のうち、被差別部落はそのさらに一部分を占めるに過ぎず、他の部分は「S地区」と呼称されていたとしても、いわゆる一般地区なのである。

原告らは、自らが被差別部落出身であることの立証として公正証書（甲344）や陳述書などによる立証を行なっているところ、当該公正証書は各原告の本籍記載の住民票等に記載された地名と、被告らが出版しようとし、あるいはインターネットで情報をばらまいた『復刻版 全国部落調査』における地名とを照合し、同一の地名が含まれるか否かの結果を記載したものである。

そのため、『復刻版 全国部落調査』における被差別部落の名称として行政区画とは異なる呼称が記載されている場合においては、上記の公証方法では「同一の地名が含まれない」と判断せざるを得なくなる。

しかしながら、当該原告においても『復刻版 全国部落調査』において被差別部落として記載されている地名の出身者であることに変わりはなく、単に当該地名が行政区画と異なったり、当該地名が現在では行政区画の名称としては採用されていない「小字」であったために公証ができなかったに過ぎない。

従って、公正証書別紙「公証文言」欄に記載がない原告についても、当該原告が被差別部落出身でないために「公証文言」欄に記載がない結果となった訳ではない。当該原告については、被差別部落出身者である場合には別途陳述書その他の資料により被差別部落出身であることの立証を補充している（片岡尋問結果19

頁)。

第2 人格権侵害

人間の尊厳を否定することになる差別的言動によって、人格的法益ないし人格権の侵害が発生する。

被告らの言動は、被差別部落に関連するものとして特定地域の名称をあげ、また特定地域に関する情報を提供する。そして、その特定された地域には差別されてきた人、自分たちとは異なる人びとが住んでいるという意識を喚起する。被差別部落出身者・居住者は、その属性を理由にして、個人として尊重されないことを突きつけられ、人間としての尊厳を否定されることになる。

原告らは、被告らの行為によって、プライバシー権、名誉権及び差別されない権利などの人格権（原告解放同盟については、業務を円滑に行う権利を含む）が侵害されたと主張している。これらの人権は、1つ1つ独立して存在しているものではない。現実には人格権による救済を求めるためには、人格権の具体的類型としての個別の権利や利益に対する侵害または侵害のおそれ認められるべきである、との考えが一般的であるところから、原告らは、人格権の具体的な現れとして3つの権利を類型として掲げているが、個々の原告ごとの「全国部落調査」や「解放同盟関係人物一覧」との関連性に応じて、人格権の侵害が紋切型に生じるものではない。被告らによる「全国部落調査」や「解放同盟関係人物一覧」の公開という行為自体から、「平穏に生活を営む」という人格の尊厳の中核を共通項にして、重疊的に法的権利ないし利益の侵害が生じるのである（準備書面1●参照）。

たとえば、川崎市ヘイトデモ差止仮処分命令（横浜地裁川崎支部平成28年6月2日決定・判タ1428号86頁）では、「何人も、生活の基礎としての住居において平穏に生活して人格を形成しつつ、自由に活動することによって、その品性、徳業、名声、信用等の人格的価値について社会から評価を獲得するのであり、これらの住居において平穏に生活する権利、自由に活動する権利、名誉、信用を保有する権利は、憲法13条に由来する人格権として、強く保護され、また、本法に適法に居住する者に等しく保障される」こと、自らの出自を理由に「差別され、本邦の地域社会から排除されることのない権利は、本邦

の地域社会の生活の基盤である住居において平穩に生活資、人格を形成しつつ、自由に活動し、これを保持するのに必要となる基礎を成すものであり、上記の人格権を享有するための前提になるものとして、強く保護されるべき」ことから、この人格権たる「平穩生活権」に基づく妨害排除請求権として、その差別的言動の差止めを求める権利を有すると判示している。

以下、原告らに生じた3つの権利侵害について論ずる。

第3 プライバシー権侵害

1 プライバシー権の権利内容

プライバシー権の内容は伝統的には「私生活上の事柄をみだりに公開されない権利」として理解されていたが、情報化社会の高度な発達とともにプライバシー権の権利内容も古典的な理解に加え、自己情報をコントロールする権利として理解されている。

2 プライバシー権被差別部落出身であることはプライバシーに属する情報であること

(1) 日本社会には未だに強固な部落差別が存在していること

現在の日本社会においては、残念ながら未だ被差別部落の出身者に対する差別的・忌避的な感情や行動が残存している（部落差別解消推進法第1条参照）。原告らはいずれも、深刻な部落差別を体験している（片岡尋問結果2頁以降、松島尋問結果2頁以降、田村尋問結果2頁以降、西田尋問結果2頁以降、松岡尋問結果2頁以降、池田尋問結果2頁以降、下吉尋問結果2頁以降、川口尋問結果2頁以下、その他各原告の陳述書参照）。

部落差別が就職差別・結婚差別など、差別されることによって人生の軌道が左右されてしまうような深刻な被害を生じること、部落差別は被差別部落とされる場所の「出身者」であること等を理由とする差別であって「血筋による差別」という側面を有することから当該出身者の親族は全て部落差別を受けるリスクが存在する（松島尋問結果20頁以下）。

(2) 自らの出身地等が被差別部落であるとの情報は誰に対しても開示する種類の情報ではないこと

被差別部落出身者であるとの情報は、その受け取り手の対応いかんによっては深刻な部落差別を引き起こすことのある情報であることから、被差別部落出身者であることが判明する可能性のある戸籍情報は上述のとおり非公開とされ、壬申戸籍は閲覧禁止の措置が取られ、『復刻版 全国部落調査』の末尾には「本書の取扱いに就ては弊害なきやう充分留意せられんことを望む」と記載されている。原告らの多くは部落解放運動に関わっているが、かかる活動にタッチしている原告らにおいても「被差別部落出身である」旨の情報は、誰に対しても開示する種類の情報ではない（松島尋問結果4頁、6頁、18頁以下。西田尋問結果4頁以下、篠原尋問結果5頁以下）。

例えば原告松島は、どのような相手に、どのようなシチュエーションであれば、自分が被差別部落出身ということを伝えるかと尋ねられ、

「まず、前提として、私が自分の出身を明かしたり立場を明かすのは、差別をなくしたいがためです」「地域の中では、一概に、無造作に、安易に自分の出身は語れません。一定の人間の洞察が必要になります」（松島尋問結果4頁）「部落問題を知らないとか、部落問題の意識が低いとか、地域の中には様々な人がいて、時には部落差別を肯定する人などもあります。そういう中で、私は自分の出身に関して、無条件に、無造作に、安易にそういうことは伝えることができません」（松島尋問結果6頁）と回答している。

そのような対応は本件が発生する遥か以前から一貫していることは、2014年に発行されたインタビュー記事においてもその経過が明らかである（松島尋問結果19頁）。具体的には、同インタビューにおいて「同和地区以外の人に部落の出身だと率直に話せる時代なんですか」と尋ねられた原告松島は「状況を選びます。あえて言う必要のないところ、あえてここで言った事によって、その瞬間に問題が起こるだろうなっていう時には言いません」と回答している（松島尋問結

果18頁)。

原告西田は、部落解放運動団体である解放同盟の肩書きが付してある名刺は部落差別の撤廃に取り組む際や人権問題に取り組む際にのみ限定して交付するようにはしていたと述べ(西田尋問結果4頁以下)、SNSのfacebookを利用する際にもインターネット上における情報流通の特徴である「一度情報をあげると取り返しがつかない点」を考慮してfacebookには部落関係の記載を行わないこととしていたと述べる(西田尋問結果5頁以下)。

原告篠原は、部落解放同盟員であることをインターネット上で公開しない理由について尋ねられ、

「インターネットは、非常に情報とか事務作業上で効率、効果があるということとは認識していましたが、人権とか個人情報とかいうことについて、非常に不鮮明なところが後追いをしている状況というところの心配がありました」(篠原尋問結果5頁)と回答し、

部落解放同盟の同盟員であることや役職についてはどういう場面で公開していましたがと尋ねられ、

「組織の学習会とか集会とかですね、それから部落問題解決に向けた行政とか学校の現場での学習会等については、皆さんに報告をして公開をしていました」(篠原尋問結果5頁)と回答し、

知り合いが自分に無断でインターネット上に自分の氏名と役職を記載した記事を載せたことに気づいたため

「これが出てくると、この目的が別のところで利用されるという状況があることについては非常に心配します」

「(記事を書いたSさんに)連絡を取って…最終的にこのような状況であるということで…対処していただきました。名前を消していただいたと思います」(篠原尋問結果8頁)と供述している。

(3) 被差別部落の地理的範囲やその境界は外見からは判明しないこと

被差別部落は、かつては社会経済的に甚大な差別を受けていたために当該地域の住宅の外観や生活道路の整備状況などにおいて、明らかにいわゆる一般地区との相違がある地域も多々存在した。しかしながら、同和対策事業の実施などに伴い生活環境はある程度整備され、現在では被差別部落であることが外見から判明するということはなくなった（松島尋問結果2頁）。

これに戦後の住居表示制度の導入や、市町村の合併政策の推進等が相まって、被差別部落といわゆる一般地区との境界はいよいよ判別しにくくなっている。例えば、昔は「A村」「B村」「C村」「D村」が隣接して存在し、そのうち「C村」が被差別部落とされていた地域が存在したとして、その後、A村からD村の4村が合併し、住居表示の新設により旧A村と旧B村の一部が「M市N」と呼称されるようになり、旧B村の一部と旧C村・旧D村は「M市O」と呼称されるようになったとする。

その場合「C」という呼称はいわゆる小字のレベルとして引き続き用いられることはあるかもしれないが、「M市O」の区画の中で、どこまでが「C」に該当するかは一見して分からない。

このことを原告片岡尋問では「地元の人ほど何が被差別部落かがわかっている」が「地元から離れた人からすればどこが部落かは分からない」と的確に指摘している（片岡尋問結果33頁）。「地元」という狭い地理的範囲を外れれば、それこそ『復刻版 全国部落調査』でも参照しない限り、「ここまでは被差別部落、ここから先は一般地区である」などと判断することはおよそ不可能である。

被告宮部は「同和地区を特定する一番鉄板な」方法として「隣保館とか教育集会所…を手掛かりにすれば、場所だけじゃなくて、大体その部落の規模がどれくらいかというのはみんな分かります」などと嘯いているが（宮部尋問結果2頁）、仮に「隣保館」が存在することで周辺が被差別部落の可能性があると判断できるとして、その周辺地域のどこまでの範囲が被差別部落であり、どこからが一般地

区になるのかなどは分かるはずがない（片岡尋問結果35頁）。「隣保館が町の中に建てよったり…地区の中に建っている率は高い…が、そうでもないところもある」（原告篠原尋問結果10頁）というのが実情であって、隣保館を見たらどこからどこまでが被差別部落か判明するなどという関係は一切ない。

以上からすれば、被差別部落出身であるという情報は非公開の情報であって、一般人が公開を欲しない情報であり、私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれがある情報であることは明らかであって、プライバシー情報に該当する。このことは個人情報保護法において被差別部落出身であることが要配慮個人情報（機微情報）とされていることとも平仄を合わせていることから明らかである。

3 原告らはいずれも被差別部落出身者であることの開示の有無や開示する対象、開示する範囲を自ら律し決定してきたこと

上述したとおり、原告らは「被差別部落出身者である」ということがプライバシー情報であること、特に根強い部落差別が残存する現在においてはより慎重な取り扱いを要する「機微情報」であることから、自らが被差別部落出身であることを開示することの有無や、開示する対象・範囲については自らが律し決定してきた。

本件における原告らはいずれも、『復刻版 全国部落調査』や「部落解放同盟関係人物一覧」の形式による情報の開示について承諾を与えたことは一切ない。

4 「解放同盟関係人物一覧」のデータばら撒き行為が原告らのプライバシー権を侵害すること

（1）本人に関する情報が記載されている原告らについて

「解放同盟関係人物一覧」に記載された原告についての記載事項は多岐にわたるが、住所・電話番号・勤務先・SNS のアドレス・団体における役職等の情報を一覧形式で記

載したものであって、原告らの承諾は一切ないから、当該記載事項が原告らのプライバシー権を侵害することは明白である。

(2) 親族に関する情報が記載されている原告らについて

原告の親族に関する記載であっても、当該親族と当該原告との間の親族関係を知っている者が当該記載を知れば、当該原告が被差別部落出身であることが判明するし、当該親族と当該原告が同じ住所で生活している場合には現在も不当に残存する部落差別の現状を前提とする限り、当該住所地が被差別部落と見なされて部落差別を受ける危険性が高い（池田尋問結果5頁以下）。そのため、親族に関する記載であっても当該原告にとっては公開を欲しない情報であり、当該記載は当該原告のプライバシー権を侵害する。

(3) 記載がない原告について

「解放同盟関係人物一覧」に記載がない原告についても、提訴後、同和地区 Wiki に関するいわゆるミラーサイトなどに当該原告に関する記載がなされる事態が生じている（原告川口尋問結果7頁、別紙目録3参照。原告川口は提訴時には記載がないが、その後自宅の住所や電話番号がミラーサイトに掲載されるに至っている）。

また、同和地区 Wiki 内、あるいはミラーサイト内において、提訴時には記載がなかった情報が次々と記載されている。それは本件訴訟において原告となった者について顕著である。例えば原告片岡は当初の記載が大幅に拡充され、自らの情報のみならず配偶者の病状や見舞時の写真（しかも、闘病中であることを揶揄するような侮辱的な文言をキャプションとして付加されている）が掲載されたり、原告片岡が墓参りした際の写真も同様に揶揄するキャプションとともに掲載されるに至り、非常な心痛を被っている（片岡尋問結果8頁）。被告らが「部落解放同盟関係人物一覧」を「同和地区 Wiki」に掲載したことにより、当該情報が単に拡散されるだけではなく、新たなプライバシー権侵害を伴いながらインターネット上に流れ続ける結果を生じさせているのであって、「部落解放同盟関係人物一覧」に記載がない原告に関しても同様の意味でプライバシー権侵害が生じていることは明らかである。

5 『復刻版 全国部落調査』の出版等が原告らのプライバシー権を侵害すること

(1) 本籍等の戸籍情報に『復刻版 全国部落調査』記載の地名が含まれる原告らについて

上述した深刻な部落差別の現状や、一見しただけではどこからどこまでの地理的範囲が被差別部落なのかが判然としないという性質などからして、本籍等の戸籍情報に『復刻版 全国部落調査』記載の地名が含まれる原告らにとっては当該地名に関する情報は公開を欲しない情報と言え、『復刻版 全国部落調査』の出版等が原告らのプライバシー権を侵害することは明らかである。

なお、本籍等の戸籍情報は戸籍法の改正等により本人以外の者による取得の余地が狭まっていることから原告らの戸籍情報を知る者は少なく、本籍等の戸籍情報に『復刻版 全国部落調査』記載の地名が含まれたとしても当該原告らにプライバシー権侵害が生じないのではないかとの考えも一応存在する（松島尋問結果2 1頁）。

しかしながら、

あ) 上述したとおり、かつてはレンタルビデオの会員申込書や各種の提出書類に「本籍」の記入が必要であったり、本人確認のために本籍地が表示された免許証のコピーを添付したりする必要があるなど（川口尋問結果3頁以下）、本人以外の者に対して戸籍情報を開示する場面も多々存在しており、その時の戸籍情報が現在も残存している可能性が高いこと、

い) 社会的には未だに結婚式の釣書や就職時の履歴書等に本籍を記載させることを当然とするかのような風潮が根強く残存していること（川口尋問結果4頁以下、甲453）

う) 戦後の住居表示制度の導入は主に都市部で行われた経緯があり、住居表示が実施されていない場所（主に地方）においては現在も地番が住所として使用されていることから、当該地域においては住所から本籍地等の戸籍情報を推定することが極めて容易であること

え) プライム事件等に見られるように、近年でも探偵業者などに多額の金銭を支払っ

て対象者の戸籍情報を取得しようとする「身元調査」が繰り返し発覚しており、非合法の手段を用いてでも戸籍情報を取得しようとする社会実態が広く存在すること（片岡尋問結果6頁）

などからすれば、本籍等の戸籍情報に『復刻版 全国部落調査』記載の地名が含まれる場合であってもプライバシー権侵害が成立することは明らかである。

（2）住所に『復刻版 全国部落調査』記載の地名が含まれる原告らについて

住所は当該個人の生活の本拠地であるという住所の性質上秘匿することは困難であり、社会生活上も宅配便や郵便の受発信や各種団体における住所録の作成、各種契約の申込書の作成などにおいて記載が必ず求められる性質の情報である。ある特定人の住所情報は当該個人と一定程度の交流関係が存在すれば覚知できる情報であるから、個人の住所情報を取得しようとした場合、戸籍情報と比較して極めて簡単に取得できる情報と言える。

そして原告の住所を知る者、「解放同盟関係人物一覧」により原告の住所を知った者にとっては、『復刻版 全国部落調査』の記載を見れば原告の住所地が被差別部落であることが判明するのであるから、プライバシー権侵害は明らかである。

（3）過去の住所地や過去の本籍地等の戸籍情報に『復刻版 全国部落調査』記載の地名が含まれる原告らについて

過去の住所地や過去の本籍地等の戸籍情報に『復刻版 全国部落調査』記載の地名が含まれる場合であっても、当該原告らの過去の住所地や過去の戸籍情報を知る者にとっては『復刻版 全国部落調査』の記載を見れば当該原告の過去の住所地や過去の本籍地等が被差別部落であることが判明するのであるから、プライバシー権侵害は明らかである。

住民票の除票の制度、戸籍の附票の制度、現戸籍から改製前の戸籍をたどることができることなどを考え合わせると、住所地や戸籍に関する情報が過去のものであった

としても、プライバシー権侵害が生じることは明らかである。

(4) 親族の住所や本籍地等の戸籍情報に『復刻版 全国部落調査』記載の地名が含まれる原告らについて

当該原告の親族の住所や本籍地等の戸籍情報を知る者にとっては、『復刻版 全国部落調査』の記載を見ることによって当該親族の住所地や本籍地等が被差別部落であることが判明し、当該原告と当該親族の親族関係さえ知っていれば当該原告も被差別部落の出身者であることが判明するのであるから、プライバシー権侵害は明らかである。

部落差別は被差別部落の出身者等であることを理由とする差別であるから、例えば本人が被差別部落から転居したとしても、親族が被差別部落に住所や本籍を置いていたことが判明したことによって本人が結婚差別などの部落差別を受けることは十分にあり得る（松島尋問結果20頁）。

以上から、証人尋問を実施した各原告らはいずれも、上記各類型のいずれかに当てはまる以上、プライバシー権侵害の成立は明らかである。

6 原告らの一部に、被告らの本件各行為の行われる以前において、解放同盟における役職や被差別部落出身であることが明らかにされていた者がいても、プライバシー権が侵害されることに変わりがないこと

被告らは盛んに「原告らは、『復刻版 全国部落調査』や「部落解放同盟関係人物一覧」の発表前に自らの団体における役職などを開示していたから、プライバシー権侵害は成立しない」旨の主張立証を行なっているが、下記の理由により失当である。

(1) 原告らは『復刻版 全国部落調査』や「部落解放同盟関係人物一覧」といった「差別にしか利用できないリスト」に自らの情報が記載されることについて、一切承諾を与えていないこと

(2) 原告らが過去に団体の役職などの情報を開示したことがあったとしても、それは部落

差別解消のために役立つ範囲で、部落差別解消の目的に沿う限りにおいて開示したに過ぎないこと

- (3) 被告らが「原告において既に情報を開示していた」として挙げる具体例の多くは、原告自らが情報を開示したという例ではなく、原告以外の第三者によって情報が開示された例であること（篠原尋問結果7頁以下参照）
- (4) 部落解放運動における役職に関する情報を本人自らが本件以前に開示した原告が存在したとしても、部落解放同盟の支部の名称は市町村レベルの地名を冠しているケースもあれば集落単位の地名を冠しているケースもある（片岡尋問結果26頁）。そうだとすれば、当該支部の役職に関する情報を開示したとしても、支部の名称として表示される一定の広がりを持つ地域の内部のいずれかに被差別部落が存在することを示す情報を開示したに過ぎず、本件の被告らのごとく、当該原告の住所地や本籍地等の戸籍情報に『復刻版 全国部落調査』に記載した地名が含まれるといったレベルの情報を開示したわけではないこと
- (5) 団体における役職等といっても、「部落解放同盟関係人物一覧」の記載においてその多くを占める部落解放同盟ですら部落差別解消に向けて活動する民間の運動団体に過ぎず、その他の団体に至っては宗教団体、研究団体、市民運動団体など私的な民間団体であること
- (6) 議員である原告については住所等が100%開示されているという実態はなく各地方自治体ごとの判断であることに加え、開示されている場合であってもそれはあくまで地方自治に資する範囲で開示されているに過ぎないこと。特に、当該開示は「解放同盟関係人物一覧」における記載のように、部落差別をしても良い対象者として紐づけられた「リスト」として開示されたわけではないこと

なお、被告らがインターネット上で情報をばらまいた「部落解放同盟関係人

物一覧」においては、冒頭に「とある研究者により調査された部落解放同盟の関係人物の名前、住所、連絡先等です」との記載の後に「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」（水平社宣言）。さあ、存分に誇ってください。エタではなく非人・雑種賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが」などと、記載された人をことさらに侮蔑し、揶揄する表現をおいている（別紙目録3）。

これに加え「これは不完全なものであり、活用する際は情報を鵜呑みにせず、各自追加検証を行なってください」などと記載し、実際に被告宮部は「追加検証」として原告組坂・原告片岡らの電話番号として記載された番号に架電し、そのときの様子を茶化しながらツイッター上で報告している。かかる「追加検証」を「各自」に勧めているのであるから、当該記載が原告らの平穩を侵害することは明白である。本件における原告はそのような「追加検証」と称した悪質な電話を受けるために自己の電話番号を開示したことなど、一切ありえない。

第4 名誉権侵害

1 名誉権侵害にかかる原告主張の基本構造

（1）誤った差別的評価を前提とした社会的評価の低下

名誉権侵害に関する原告ら主張の概要は、「現実の社会に不当な差別・偏見が存在する以上、被差別部落出身者であるとの摘示がなされれば現実には社会的評価が低下するのであって、名誉権侵害となる」というものである。

原告準備書面13では、「人格的価値に関わりのない事項の暴露と社会的評価の低下」等の議論についてさらに補充主張した。原告らは、訴状において、「ある人が被差別部落出身者であるとの事実の摘示が、その人の社会的評価を低下させることになるかが問題となる。」「もちろん、被差別部落出身であるというのは、その生地によって決まるだけのことであり、本来的に人格的価値とは関わりがないことは言うまでもない。」と記載して上記「議論」や「問題意識」が存在することを示した（訴

状14頁)。

その上で、「しかし、上述のとおり、現在の日本社会では、なお部落差別が厳然として存在しているところである（甲2～6）。『被差別部落出身だと社会的評価が低い』という誤った差別的評価も、それがある程度一般に流布していれば社会的評価に含まれると解されるから、別紙ウェブサイト目録1ないし3の記事は、各個人原告らの名誉権を侵害する。」と述べて、社会における不当な差別の存在を前提とすれば社会的評価の低下があったといえ、名誉権侵害となる旨の主張をしている（訴状15頁。なお、訴状11頁ではプライバシー権侵害との関係で同様の主張を行なっている）。

（2）誤った差別的評価の存在

阿久澤麻理子氏意見書（甲127・360）、吉田勉意見書（甲159）、内田龍史意見書（甲359）の意見書や様々な個別の差別事件にかかる書証によって、部落に関する「誤った差別的評価の存在」を立証してきた。

加えて、2020年6月、法務省人権擁護局は「部落差別の実態に係る調査結果報告書」を公表した（甲375号証）。その詳細は、原告準備書面21で述べたとおりであるが、同報告書に基づき、「被告らの本件各行為に基づく差別情報ウェブページが検索上位に表示されること」、「被告らの本件各行為に基づく差別情報ウェブページが多く閲覧されていること」、「部落差別関連ウェブページを閲覧した者はその事実を隠そうとしていること」、「差別を行う意図をもって部落差別関連ウェブページを閲覧した者が一定数存在すること」等を主張立証した。

この点に関連し、原告松島は、「現在、東京では部落差別はなくなったと言える状況ですか。」という原告代理人の質問に対し、「いいえ、そんな状況には全くありません。」と回答し、その後の「どんな点から、差別はなくなっていないんだということなんですか。」という原告代理人に質問に対し、以下の回答をしている。

「まず、様々な自治体による意識調査などによって、部落差別を肯定するような回答が未だ多数見られます。これは陳述書のほうでも一端を述べておりま

すけれども。また、今年6月に公表された法務省の部落差別の実態調査結果報告書にも明らかになっています。そして、私の暮らしている葛飾では、これも陳述書にも詳細触れていますけれども、長期にわたって数多い差別落書き事件が多発しています。そういう中で、私たち解放同盟支部員はもとより、地域の中でひっそり暮らしている人も、この差別落書きなんかを見えています。そういう中で、心が痛め付けられている状況が想像できます。この痛め付けられている、心苦しんでいる状況まで含めて部落差別の現実だというふうに思っています。このような私たちの仲間の意識はいまだ強いものがあります。」(原告松島 6～7頁)

このように原告松島の証言によっても、法務省人権擁護局の「部落差別の実態に係る調査結果報告書」(甲375号証)が部落差別の「現実」と合致していることが示されている。

2 「部落解放同盟関係人物一覧」(別紙目録3)について

(1) 解放同盟関係人物一覧の冒頭記載

まず初めに、「部落解放同盟関係人物一覧」が、単なる電話帳・住所録ではないことを確認しておく。

「部落解放同盟関係人物一覧」の冒頭は、『吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ』(水平社宣言)。さあ、存分に誇ってください。エタではなく非人・雑種・賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが。」という記載からはじまる。

水平社宣言(1922(大正十一)年3月3日)の全文は以下である。

「全国に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。

長い間虐められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によってなされた吾等の爲めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかった事實は、夫等のすべてが吾々によって、又他の人々によって毎に人間を冒瀆さ

れてみた罰であったのだ。そしてこれ等の人間を勦るかの如き運動は、かえって多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によって自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であった。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であったのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代償として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあった。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかかわらうとする時代にあうたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が來たのだ。殉教者が、その荊冠を祝福される時が來たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が來たのだ。

吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によって、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勦る事が何んであるかをよく知ってゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讃するものである。

水平社は、かくして生れた。

人の世に熱あれ、人間に光りあれ。」

日本最初の人権宣言として社会的にも広く認知されている（朝日新聞 2012 年 04 月 10 日朝刊）。原告部落解放同盟は、この水平社宣言を含む全国水平社の歴史と伝統を受け継ぎ、部落差別の撤廃と人権社会の確立を目的とする団体である（甲 2）。そのため、水平社宣言は原告らにとって、格別重要なもの（綱領では「部落解放運動の思想的源泉」と表現）である。

「水平社宣言」の「吾々がエタである事を誇り得る時が來たのだ。」は、「エタ」などの差別するための言葉を、差別される側の部落民自らが、差別撤廃と平等を求めるといった差別される立ち上がりの文脈で使用したことに意義がある。これに対

し、「部落解放同盟関係人物一覧」冒頭の「さあ、存分に誇ってください。エタではなく非人・雑種賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが。」は、対照的であり、差別する側が、「人物一覧」に掲載された者を晒し、揶揄し、侮蔑すると同時に、部落差別を扇動するものであることは明らかである。

(2) 本人が掲載されている原告

「被差別部落出身だと社会的評価が低い」という誤った差別的評価も、それが ある程度一般に流布していれば社会的評価に含まれると解される。

現在の日本社会では、なお部落差別が厳然として存在しているところ、「被差別部落出身だと社会的評価が低い」という誤った差別的評価は、名誉権における社会的評価に含まれる。そうすると、解放同盟関係人物一覧に原告らの氏名等に掲載して、原告らが被差別部落出身であることを示す情報を公開することは、社会的評価を低下させる事実の摘示だといえる。

なお、「住所・電話番号が掲載されることによる危険」、「役職が掲載されることによる危険」、「私的団体の役職等が掲載されることによる危険」、「勤務先が掲載されることによる危険」、「生年月日が掲載されることによる危険」は、原告準備書面 1 の 3 (1) [8～10頁] を参照。

したがって、「部落解放同盟関係人物一覧」の公開は、原告らの名誉権を侵害する

(3) 親族が掲載されている原告

原告が、解放同盟関係人物一覧に氏名等が掲載されている者と親族関係にあり、その親族と同じ住所に居住している場合、原告も被差別部落出身者と判断されて部落差別を受けるおそれがある。

また、原告が、解放同盟関係人物一覧に氏名等が掲載されている者と親族関係にあり、その親族と同じ住所に居住していない場合でも、親族関係にあることを知っている者からすると、原告の被差別部落出身が判明して部落差別を受けるおそれがある。

例えば、原告池田は、解放同盟関係人物一覧に同人の父親の氏名・住所（本籍地

と同じ）・電話番号が掲載された（原告池田5～6頁）。これは、原告池田の実家の住所・電話番号が掲載されたことを意味する（原告池田6頁）。原告池田と、同人の父が親子関係にあることを知っている者からすると、原告が被差別部落出身だと判明する。

このように、解放同盟関係人物一覧に原告の親族の氏名等を掲載することは、原告らが「被差別部落」出身等の情報を公開することを意味し、社会的評価を低下させる事実の摘示だといえる。

したがって、「部落解放同盟関係人物一覧」の公開は、原告らの名誉権を侵害する

（4）掲載されていない原告

解放同盟関係人物一覧に氏名等が掲載されていなかったとしても、被差別部落出身である原告としては、自分もいつ掲載されるかという具体的な恐怖がある。

また、被告宮部が運営に関与していることが強く推認されるミラーサイトは、より具体的な情報が追記されたり、提訴時には掲載されていなかった原告が新たに掲載されたりと、情報が更新されていっている。このことも考え合わせると、被告宮部が解放同盟関係人物一覧を作成したことにより、その人物一覧に掲載されていない原告であっても、別ドメインのウェブサイト（たとえばミラーサイト「同和地区.com」）で、氏名等を公開される具体的な危険が生じているといえる。

例えば、原告池田は上記のとおり元の同和地区 wiki には氏名は掲載されていなかったが、同和地区 wiki のミラーサイトには自身の氏名が加筆されている（原告池田6頁）。また、原告宮本は、「裁判前に『部落解放同盟人物一覧』を見ところ、私の氏名、役職、住所、電話番号が掲載されていました。この役職は古いものであり、住所と電話番号はまちがったものでした。これがいまだに閲覧することができるミラーサイトでは、住所も電話番号も正しくなっています。気持ち悪く、恐怖を覚えます。また、2018年のはじめ頃、私の連れ合いの名前がミラーサイトの『部落関係人物一覧』に乘せられました。住所等の情報は今のところ間違っただけですが、私同様いずれ正確に記載されるのではないかと心配しています。私とその

連れ合いの関係は、記載されていませんが、いずれ書かれるのではないかと心配しています。このように差別情報がより正確になり、充実していつているのです。」（甲176）と述べている。

つまり、解放同盟関係人物一覧に原告の氏名等が掲載されていなかったとしても、被告官部が解放同盟関係人物一覧を作成し、管理していること自体が、原告らに向けられた部落差別が生じる具体的危険を作出しているということであり、社会的評価を低下させる事実の摘示だといえる。

したがって、解放同盟関係人物一覧に原告らの氏名等が掲載されていない場合でも、被告官部の行為により名誉権侵害が生じているといえる。

3 「全国部落調査」（別紙目録1・2・4）について

（1）被差別部落に該当するかどうかの判定

特定の住所が、復刻版全国部落調査（訴状別紙目録4）の「部落所在地」、「部落名」、「現在地」のいずれかの欄と合致していれば、当該住所が被差別部落だと判明する。

（2）住所・本籍の特定

ア 既知の場合

郵便のやりとりをする、訪問したことがある等により原告らの住所を知っている者も少なくない。地番まで正確に知らなかったとしても、会話等により原告らの居住地区（字など）を知っている者もいる（甲130号証3頁等）。

例えば、原告川口は、通称名について「うちの自治会名にもなっていますし、バス停や、いわゆる田舎に行くと、住所表記って、市町村合併や市の住所表記の感じで10年に1回とか何十年かに変わります。地元の人には旧来からその呼び名で言っている通称名ですね、自治会名が使っていますので、郵便物もこれで届きますし、いわゆるうちの地元に来れば住所名よりも、この通称名のほうがやっぱり普通に使われているものです。」（原告川口6～7頁）と述べている。

イ 部落解放同盟関係人物一覧等によって知る場合

原告らの住所を知らなかったとしても、部落解放同盟関係人物一覧には相当数の原告の住所・電話番号等が記載されており、これにより原告の住所を容易に知ることができる。

また、「同和地区 wiki」のミラーサイト（コピーサイト）である「同和地区. com」は、被告宮部が「同和地区 wiki」本体を閲覧できない状態にした後でも閲覧可能であり、本訴訟係属中に住所等が正確になる、私的団体の役職が追記される等記載内容が更新されていっている（原告池田6頁、原告西田3頁、甲170、甲176、甲296等）。提訴時点の「同和地区 wiki」の部落解放同盟関係人物一覧には住所の記載がなかったり過去の住所の記載がされたりしていた原告であっても、ミラーサイト「同和地区. com」の「部落解放同盟関係人物一覧」では住所が追加されたり住所が現在のものに更新されたりしている（甲176等）。つまり、「同和地区 wiki」の「部落解放同盟関係人物一覧」によって知ることができない原告の住所であっても、ミラーサイト「同和地区. com」の「部落解放同盟関係人物一覧」によって、容易に知ることができる。なお、原告らは、ミラーサイト「同和地区. com」は被告宮部が原告ら運営ないし同ウェブサイトへの書き込み等の関与をしていることを主張立証してきた（準備書面4の第2の2、原告ら準備書面7の第5の3等）。

さらに、被告宮部が2012年に開設したウェブサイト「住所でポン！」（後に改名して「ネットの電話帳」）を使用すれば、個人の氏名を入力すると、その個人がネットの電話帳に登録されている場合（NTTの電話帳に掲載されている場合）、その者の住所の文字情報及びその住所を示したグーグルマップが表示される（原告準備書面5の第2〔8～9頁〕）。住所でポンのミラーサイトおよび「ネットの電話帳」は現時点でもインターネット上で閲覧することができ、検索すると相当数の原告らの現住所が表示された。被告宮部も、「住所でポン」が生まれたきっかけが、電話帳を利用して部落と苗字の分布の相関関係を検証しようというところか

らきている」と述べ（被告宮部25頁）、同和地区 wiki 及び住所でポン（ネットの電話帳）の作成目的について「同和地区の場所を特定すること自体が目的」と述べている（被告宮部27頁）ことから、上記のように同和地区 wiki にアップロードされた「全国部落調査」等と住所でポン（ネットの電話帳）を組み合わせることで、特定個人（例えば原告）について被差別部落出身であることを特定することは本来的に想定された利用方法である。

ウ 開示・身元調査等によって知る場合

原告ら準備書面8・9・10で述べたとおり、原告らの住所（現住所・過去住所）や本籍（現本籍・過去本籍）情報を開示・身元調査等によって第三者が取得することは十分にあり得る（原告片岡3～5頁、原告松島8頁、原告松岡9頁、原告川口4～6・13～14頁）。

また、原告ら準備書面8・9・10で述べたとおり、原告らの配偶者や直系尊属の住所（現住所・過去住所）や本籍（現本籍・過去本籍）情報を開示・身元調査等によって第三者が取得することは十分にあり得る（原告片岡3～5頁、原告松島8頁、原告松岡9頁、原告川口4～6・13～14頁）。

（3）被差別部落出身かどうかの判定

「全国部落調査」記載の「部落所在地」、「部落名」、「現在地」と原告の本籍、現住所、過去住所、親族の本籍・現住所・過去住所を照合すれば、原告が被差別部落出身者だと判明する。これら照合に関しては、事実実験公正証書（甲344）によって立証した。

（4）部落差別被害

上記（3）のように原告らが被差別部落出身だと判明し、部落差別の被害を受ける可能性が十分にある。また、原告らの親族（配偶者や直系尊属）が被差別部落出身だと判明し、部落差別の被害を受ける可能性が十分にある。

原告ら準備書面2の第1〔1～17頁〕・準備書面3の第1の2〔3～22頁〕で述べ、陳述書等でも立証したとおり、部落差別は、結婚差別や就職差別をはじめと

して時には命も奪いかねない甚大な被害を生む。とりわけ、ここ数年においても結婚差別事件が発生していることは十分に考慮されなければならない（原告川口4～6頁、甲85、158、176など多数）。

また、本件ではインターネットでの公開もされていることも十分に考慮されなければならない。被告らがインターネット上で誰もがダウンロード可能な状態においていた複製版全国部落調査（ミラーサイトでは現在でもダウンロード可能。）が、佐賀県内の個人によって印刷され、インターネット上のフリーマーケット「メルカリ」に出品され、売価3500円で、行政関係者が気づいた時は既に3冊が販売済みとなっていた（甲346）。佐賀新聞は、「出自をめぐる差別は普段は見えないが、就職や結婚など人生の節目に出現する。そして人を排除し、引き裂く。購入者は一体何のために買ったのか。出品者はコトの重大性を認識しているのか。…インターネットの普及でさまざまな情報が瞬時に手に入るようになり、個人が自由に情報発信できる時代になった。ただ、利便性ゆえ、社会規範を逸脱した行為や権利侵害を誘発しやすい。一度ネット上で広がれば長期間残り、不特定多数の目に触れるという点で、影響は大きく、深刻だ。」と部落差別の特性、インターネットの特性を踏まえた的確な指摘をしている（甲346）。こうした指摘のとおり、インターネット上で被差別部落所在地情報が晒されるということは、半永久的に部落差別を助長するということを意味する。

したがって、原告らが「全国部落調査」の公開によって重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあることは明白である。

（5）小括

以上のとおり、「誤った差別的評価」（部落差別）の現状からすると、「被差別部落出身者」として出版物やインターネット上に表示されることは、社会的評価を低下させる事実の摘示だといえ、「全国部落調査」の公開は原告らの名誉権を侵害する。

第5 差別されない権利

1 私人間において差別されない権利

被告らは私人であるため、憲法の規定が直接に適用されるということはないが、被告らの行為によって原告らの人格権の侵害が生じているか否かの判断をするにあたって、憲法で定められた人権規定の趣旨を考慮することができる。

憲法14条第1項では「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定されている。

人は皆、好むと好まざるとにかかわらず社会や世間から様々な評価をされて生きているが、人は、社会や世間から偏見を持たれていないと思うことができ初めて、円滑な社会生活を営むことができる。もし人が、自分に対する差別が社会に蔓延している（もしくは蔓延しているかもしれない）と感じた場合、人は日常生活において様々な心理的負担を負わなければならない、円滑な社会生活を営むことができなくなる。円滑な社会生活を営む利益は、すべての個人に保障されるべき利益であり、憲法上保護に値する利益である。そのような利益を保障するためには、自分に対して、差別すなわち一定の類型に向けられた嫌悪感や蔑視観に基づく行為が行われていないと確信を持てる環境が必要である（前述した、人格権の基礎たる「平穏生活権」とも通底する）。

そこで、憲法は、国家は差別的な意図を持つ行為をしたり、差別を助長する効果のある行為をしたりしてはならないという「非差別原則」を定めるとともに、主観的にも個々人に「差別されない権利」を保障したのである。原告ら個々人に「差別されない権利」が保障されており、憲法の明文から、これに「社会的身分又は門地」によって差別されない権利が含まれることは明らかであるから、原告らの人格権の侵害について検討する際には、原告ら個々人に保障されている「社会的身分又は門地によって差別されない権利」の趣旨を考慮すべきである（甲160・木村草太意見書）。

原告らのうち1名が本件訴訟の対象となっている損害賠償請求権の一部について、不動産仮差押命令申立てを行い、これを認容する仮差押決定に対する保全異議申立事件につい

て、横浜地方裁判所相模原支部が、2017年7月11日に言い渡した決定では、「他者から不当な差別行為を受けることなく円滑な社会生活を営む権利利益は、『差別されない権利』という名称を付するか否かはともかく、人格権もしくは人格的利益の一つとして保障されるべきものと解するところ、日本国内でこれまで同和地区出身者に対する差別的言動が長く行われてきた経緯があったことに照らすと、債権者が、同和地区出身者であることを開示されることは、それによって、現に差別的取扱いを受けていなくても、いついかなる時に、知人のみならず見ず知らずの第三者からさえも、差別的取扱いを受けるかもしれないという懸念を増大させ、その平穏な生活を脅かすものになるという点で、その権利利益を侵害するものといえる」（甲79・17から18頁）とその権利性を認めている。

2 本件書籍及び本件記事の性質

（1）差別を助長する表現

ここで、本件ウェブサイト目録2及び3の記事をみると、これらの記事は、被差別部落を特定し、あるいはある個人が被差別部落出身者であることあるいは解放同盟という被差別部落出身者を構成員とする団体の関係者であることを示す内容であり、部落差別がなお厳然と残っている現状においては、そのような事実が摘示されることは、摘示された当該個人に身体的・精神的害悪を与え、その人間としての尊厳を侵害するだけでなく、差別を助長し、差別の固定化に寄与することになる。

本件ウェブサイト目録1の記事は、全国に分布する被差別部落の地名、世帯数、人口、職業、生活程度に関する調査結果をまとめたものとされる「全国部落調査」であり、出版が予定されている書籍は、この復刻版と称して、被告らの言によれば「原典に掲載された全国5360以上の部落の地名、世帯数、人口、職業、生活程度をリスト化したもの」に「原典では昭和初期のものとなっていた地名に加えて、現在の地名を出来る限り掲載」したという内容である。このような記事は、同様の内容を記載した「部落地名総鑑」が就職差別や結婚差別に利用され、行政からも「差別図書」であるとの判断を受けたものである（甲2）ことからすると、同様に、差別を助長し、差別の固定化に寄与するものといえる。

(2) アウティングの権利侵害性

「アウティング」によって、個人情報といった不特定の人に対して公開あるいは特定の人に対して開示されてしまえば、その情報は、自分の知らないところで、誰に、いつどう伝わるか全く分からず、自分がコントロールすることができない状態になる。差別が現実社会に存在する中で、自分に関する「アウティング」が行われれば、当人は、差別の対象になるかもしれないという恐怖と、どのようにその情報を知った人に接していけばよいのかという強い不安を感じて、平穩に私生活を営むことが不可能になる。これがまさに人格権としての「差別されない権利」の侵害である。

だからこそ、差別につながるセンシティブな情報については、誰を対象に、どのような媒体を用いて、どのタイミングで、どのような伝え方をするかというすべてが自己決定権の対象にならなければいけない。

原告準備書面15・21～23頁で具体例をあげたようにアウティングは、自分をめぐる人間関係の中で、何の承諾もなく、突然自分だけ裸になってさらされるようなものであり、人間関係を切断し、個人の尊厳を侵害するものであるばかりでなく、自分を暴露されたことの不安感や孤立感によって時によっては人の生きる力を奪うものである（東京高裁2020年11月25日判決・「アウティングは人格権やプライバシー権を著しく損なう許されない行為である」旨の判断を示した裁判例参照）。

これまで原告らが主張してきたように、「部落地名総鑑」事件やプライム事件で行われた身元調査は、当然本人の同意を得ずに行われており、「被差別部落出身者」であるとのレッテルを知らず知らずにはられた者は、その結果、結婚差別や就職差別を受け、人生の岐路で甚大な権利侵害を被っている。そのことは、原告らの陳述書の多くに、自分や親族、地元の知り合いにおこった結婚差別の事例があげられていることからよく理解できるところである。

原告川口は差別されない権利が損なわれれば平穩に生きることができない、実際に生じている被害の大きさを、以下のように表現した。「今回の彼たちの、部落地名総鑑をネット上に公開すること、出版すること、解放同盟の人物一覧をネット上に公開するという行為が、

私たちの本当に差別されない権利、不安なんです。それだけでも不安。いつ差別されるかわからない。差別されていることも気付けないんです。ネットで身元調査をされてしまうと、被害者はその差別に気付けないと。その怖さがあります。それと、全国水平社とって、1922年にできて、約100年、この100年間、身元調査をなくすために、壬申戸籍の永久封印をしたり、戸籍簿を他人が見れなくしたり、結婚相談所には独身証明というのを作ったり、職業安定法を改正し、就職差別ができない状況を作ったりしてきたこの100年間の取組を一瞬にしてパーにしました。このネットに残った情報は、デジタルタトゥー、消えませんから、その永続的に続く被害におびえ続ける。差別されない権利、これを是非、やっぱり回復する手段をして欲しいと思っています」(原告川口尋問結果13から14頁)。

3 「解放同盟関係人物一覧」について

(1) 本人が掲載されている原告

「解放同盟関係人物一覧」は、部落差別の助長や固定化をもたらす、人格権の一内容である差別されない権利(憲法14条1項)を侵害する。

(2) 親族が掲載されている原告

原告が、解放同盟関係人物一覧に氏名等が掲載されている者と親族関係にあり、その親族と同じ住所に居住している場合、原告も被差別部落出身者と判断されて部落差別を受けるおそれがある。また、原告が、解放同盟関係人物一覧に氏名等が掲載されている者と親族関係にあり、その親族と同じ住所に居住していない場合でも、親族関係にあることを知っている者からすると、原告の被差別部落出身が判明して部落差別を受けるおそれがある。つまり、「解放同盟関係人物一覧」は、そこに原告らの氏名等が掲載されていない者についても、部落差別の助長や固定化をもたらす。

したがって、「解放同盟関係人物一覧」は、原告らの差別されない権利(憲法14条1項)を侵害するものである。

(3) 本人も親族も掲載されていない原告

解放同盟関係人物一覧に氏名等が掲載されていなかったとしても、被差別部落出身である原告としては、自分もいつか掲載されるであろうという蓋然性の高い恐怖を感じており、その恐怖には合理的な根拠がある。

被告官部が運営に関与していることが強く推認されるミラーサイトは、より具体的な情報が追記されたり、提訴時には掲載されていなかった原告が新たに掲載されたりと、情報が日々更新されている。このことも考え合わせると、被告官部が「解放同盟関係人物一覧」を作成したことにより、その人物一覧に掲載されていない原告であっても、別ドメインのウェブサイト（たとえばミラーサイト「同和地区.com」）で、氏名等を公開される具体的な危険が生じているといえる。

つまり、解放同盟関係人物一覧に原告の氏名等が掲載されていない場合でも、被告官部が解放同盟関係人物一覧を作成し、管理していること自体が、原告らに向けられた部落差別が生じる具体的な危険を作出し、もって部落差別を助長・固定化するものである。

したがって、「解放同盟関係人物一覧」は、原告らの差別されない権利（憲法14条1項）を侵害するものである。

4 「全国部落調査」について

「全国部落調査」は、差別のためにしか利用できない被差別部落の所在地リストである。このような差別にしか利用できないリストを作ることは、単に差別を助長するだけではなく、それ自体が「このリストにリストアップされた者は差別されてもいいものだ」という表現を含む攻撃であり、一種のヘイトスピーチであり、不法行為に当たる。

第6 原告解放同盟の「業務」を円滑に行う権利の侵害

1 原告解放同盟の活動の阻害

原告解放同盟は、就職差別及び結婚差別を被差別部落に対する差別廃絶の重要な課題として取り組み、具体的には、人事資料や身元調査のために悪用された「部落地名総鑑」について、各方面にさまざまな働きかけを行ってきた（甲2～6、片岡

尋問調書2～4頁、11から12頁)。

こうした働きかけの結果、①各地に同和問題企業連絡会が結成され、②「企業内同和問題研修推進員」の設置、③部落差別につながる調査を規制する条例の制定などがなされた。④「部落地名総鑑」に対しては、行政から声明、通達、要請が行われ、これが差別を招来し助長する悪質な差別文書である旨の認識は社会的にも共有され、法務省は調査し回収した「部落地名総鑑」や販売用のチラシは焼却処分された。

こうした成果は、主に原告解放同盟の活動の成果であるが、本件記事のウェブサイト上への掲載や本件書籍の出版は、それらが就職差別や結婚差別に悪用されるおそれが高くて高く、差別の解消をめざす原告解放同盟のこれまで積み上げてきた取組みが水泡に帰し、現在及び将来の活動に著しい支障が生じることが明らかである（「人権意識の向上や差別行為の根絶等を目的として種々の取組を行っている上告人の同和対策事業ないし人権啓発事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」というべきである」と判断した最高裁平成26年12月5日判決参照）。

原告解放同盟の副委員長である原告片岡は、原告解放同盟が「同和教育や啓発を進めてきましたけれども、せっかく理解がすすんできているのに、どこが部落だというふうにさらすことは、その成果を無駄にってしまうことになると思います」、

（同和地区が）「ようやく周辺の地域とあまり変わらないような環境が作られてきたのに、改めてどこが部落だという情報をネットに公開したら、それまでの努力がやはり台無しになってしまう」と述べている（片岡尋問調書12頁）。

また、被告らによる記事のウェブサイトへの掲載と本件書籍の出版の後、アイスピックやカッターナイフの刃を同封したり、封筒口にデザインナイフの刃先を張り付けた郵便物が解放同盟の事務所や役員宅に送付され、原告解放同盟委員長である原告組坂はナイフで指を切ってしまった（甲439号、松岡尋問3～7頁）。

2 原告解放同盟の構成員たる被差別部落民の人格権の侵害

記事のウェブサイトへの掲載と本件書籍の出版によって、原告解放同盟関係者の自宅や連絡先が容易に推察され、その結果、差別ハガキや電話等の嫌がらせを受ける危険があり、そのことによって、原告解放同盟の職務遂行に支障を来し、ひいては業務の著しい能率低下を引き起こすおそれがある。また、本件ウェブサイトへの記事掲載と本件書籍の出版について、原告解放同盟の役員らは、関係各所への働きかけや被告らへの対応などを余儀なくされ、通常業務の一部に停滞が生じるなど、すでに業務遂行への支障が発生している。

3 小括

したがって、本件記事のウェブサイトへの記載と本件書籍の出版は、原告解放同盟の「業務」上の権利をはなはだしく侵害するものといえる。

第7 被告らの掲載責任

1 「同和地区.みんな」の記事に関する被告らの責任

「同和地区.みんな」ドメインの「同和地区 wiki」に関する掲載責任を負うことについては、原告準備書面4の第2の1、原告準備書面7の第2の3等で主張立証したとおりであるが、被告らの尋問を経て、その責任はますます明らかになった。

被告宮部は、2014年5月8日に同和地区 wiki を設置したこと、「最初は自宅サーバーでやっていたので、完全に私が全部管理していたこと、同和地区 wiki からダウンロードされる「全国部落調査」について「ダウンロード数もきっちり把握できる立場にあった」こと（被告宮部が尋問で述べた「全国部落調査は、それはまた別のところにも置いてました、同和地区 Wiki とは。」の「別のところは」とは「miya.be」ドメインのウェブサイトのことである（甲25等））、2016年3月28日付ツイートで「突然ですが、同和地区 Wiki 管理人を辞めます。」と発信し、同発信が自己の裁判上の主張と矛盾すること、甲77記載の管理履歴についてそのほとんど全てを被告

宮部が行ったことを認めている（被告宮部12～16頁）。

また、被告三品は、「全国部落調査」を示現舎として出版することを認識していた（被告三品2頁・6頁）。他方、被告三品は、ウェブサイトでの「全国部落調査」（復刻版等含む）の公開については、認識していなかったと述べるが不合理であり、信用できない。仮に被告三品が被告宮部から復刻版等のウェブへの掲載等を知らされていなかったとしても、示現舎のウェブサイトでなされた復刻版予約注文の告知（甲10）等には「全国部落調査は既に『同和地区 Wiki』で無償で公開されていますが、それを敢えて書籍化したものになります。」等記載されており、2016年3月には療養から復帰していた被告三品が、こういった示現舎のウェブサイト等を確認しないことは考え難い。

したがって、被告らは、「同和地区.みんな」ドメインの「同和地区 wiki」に関する掲載責任を負う。

2 「同和地区.com」（ミラーサイト）の記事に関する被告らの責任

「同和地区.com」ドメインの「同和地区 wiki」に関する掲載責任を負うことについては、原告準備書面4の第2の2、原告準備書面7の第2の5・第5の3、原告準備書面14等で主張立証したとおりであるが、被告らの尋問を経て、その責任はますます明らかになった。

被告宮部は、「同和地区.com」ドメインの「同和地区 wiki」を管理していることは認めていないものの、「全国部落解放協議会5年のあゆみ」、「全国部落解放協議会」での「全国部落調査」等の配布「部落探訪」、神奈川県人権啓発センター名義でのYouTube発信など本件仮処分命令の違反・潜脱行為を多数認めており（被告宮部27～34頁）、「同和地区.com」ドメインの「同和地区 wiki」を管理していることを推認させる事実が多数立証された。

加えて、被告宮部は、事実実験公正証書（甲344）について miya.be には掲載したかどうか覚えていないと述べるが（被告宮部38～39頁）、氏名のみをマスキング

した（原告番号等はマスキングなし）事実実験公正証書（甲 3 4 4）が miya.be 上にアップロードしていることは明らかであり、事実に反する。被告らは、2019 年 9 月 11 日に示現舎ウェブサイトで「全国部落調査事件 第 8 回弁論準備手続」というタイトルの記事を公開しており、その内容は次のとおりである（一部抜粋）。

「2019年9月11日11時30分から、東京地裁民事13部で全国部落調査事件の弁論準備手続がありました。以下の報告動画をご覧ください。原告（解放同盟）側の書面はこちらです。

[準備書面（11）.pdf](#)

[準備書面（12）.pdf](#)

[準備書面（13）.pdf](#)

[甲 3 4 4 公正証書.pdf](#)

[甲 3 4 6, 3 4 7, 3 4 9, 3 5 1, 3 5 2.pdf](#)

[証拠説明書\(甲 346～甲 352\) .pdf](#)

例えば、上記「甲 3 4 4 公正証書.pdf」をクリックすると、「<http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/%e6%9d%bl%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e8%a3%81-H28-4-19/2019-9-11-%e7%ac%ac%ef%bc%98%e5%9b%9e%e5%bc%81%e8%ab%96%e6%ba%96%e5%82%99/%e7%94%b2%ef%bc%93%ef%bc%94%ef%bc%94%20%e5%85%ac%e6%ad%a3%e8%a8%bc%e6%9b%b8.pdf>」にジャンプし、「甲 3 4 4 公正証書.pdf」

（全 2 6 頁）が表示される。被告らは、氏名にはマスキングをしていることから見て、意図的に確信犯的に原告番号をマスキングしていないといえる。ここまで用意周到にアップロードしておきながら、「記憶がない」と述べるのは著しく不自然・不合理であり、被告らによる証言の信用性は極めて低い。

また、被告三品も被告宮部の言動について Twitter を含めて容易に認識できる立場にあった。

したがって、被告らは、「同和地区.com」ドメインの「同和地区 wiki」に関する掲載責任を負う。

第8 被告三品の責任及び業務執行社員の責任

1 被告三品自身の個人責任

被告三品は、被告示現舎の業務執行役員であり、被告宮部とともにウェブサイト「示現舎」「同和地区 Wiki」を運営・管理している者である（訴状4頁）。被告三品が、被告宮部と共同してウェブページ「示現舎」を運営していること、合同会社である被告示現舎に住民票上の住所を置いていること等から、被告三品に「故意又は過失」に基づく原告らへの権利侵害行為がある（訴状34頁）。

具体的には、①被告三品は、被告宮部と共に、法人化する前の「示現舎」を立ち上げ、その代表を務めていた（三品尋問調書4頁、甲454）、②被告宮部と共に合同会社である被告示現舎の業務執行社員を務め、被告三品は被告示現舎の事務所として自宅を提供している（三品尋問調書5頁）。また、③2010年から2016年にかけて、「同和はタブーではない」（合計3冊）、「同和と在日」（合計7冊、乙59）等の被差別部落に関連する書籍（少なくとも12冊）を被告宮部と共著で被告示現舎から出版し、その発行人を務め、自宅を発行所としている（三品尋問5頁）。また、④被告宮部は「鳥取ループ」の名前で、被告示現舎のホームページにおいて、2020年2月8日に「全国部落調査」の予告記事を出し、同年4月18日には、「全国部落調査」の印刷用データを広く頒布する旨の予告記事を出しているが、被告三品は同ホームページの投稿者であり、同年3月21日、23日、27日、4月22日にも投稿しており（甲380-1、2）、被告三品が被告宮部の予告記事の投稿を見ているはずである。④三品自身が、被告宮部から被告示現舎で「全国部落調査」復刻版を出版することを事前に聞いていたと供述している（三品尋問2頁、6頁）。

また、被告三品は、部落解放同盟関係人物一覧の作成には関与していなかったと供述するが（三品尋問2頁）、前述したように、被告三品が被告宮部及び被告示現舎の業務に密接に関わっていたことから、被告三品が部落解放同盟関係人物一覧の作成には関与していなかったとは到底考えられず、その関与が強く推認できる。

よって、被告三品は、被告三品自身が原告らに対して不法行為に基づく損害賠償責任

を負う。

2 被告宮部及び被告三品の被告示現舎業務執行社員としての責任（会社法597条）

被告宮部及び被告三品が被告示現舎の業務執行役員としての地位を有し、権利侵害行為について悪意または重大な過失があることは明白であるから、被告宮部及び被告三品が合同会社の役員としての対第三者責任（会社法597条）を負うことは明らかである（訴状34頁）。

被告三品は、「全国部落調査」復刻版出版については被告宮部から事前に話を聞いただけであり、主体的に関与していないかのように供述するが（三品尋問2頁）、前述したように、被告三品は被告示現舎の業務に密接に関わっていたこと、「全国部落調査」復刻版出版は宮部個人ではなく被告示現舎として行うことを認識していたことから（三品尋問6頁）、被告三品には任務懈怠についての悪意ないし重過失があるといえる。

また、被告宮部が、被告示現舎業務執行社員として「全国部落調査」復刻版出版を主導的に行っていたことは明らかであり、被告宮部には任務懈怠についての悪意ないし重過失があることは疑いない。

3 小括

よって、被告宮部及び被告三品は被告示現舎業務執行社員として、会社法597条に基づき、原告らに対して不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

第9 被告らの加害行為

1 事実実験公正証書（甲344）の公開

前記のとおり、被告らは意図的に確信犯的に原告番号をマスクングせずに事実実験公正証書（甲344）をインターネット上で公開している。

また、被告らは、原告ら提出の証拠説明書もすべてマスクングすることなく miya.be ドメインのウェブサイト上にアップロードしており、一部については、上記事実実

験公正証書と同様、示現舎のウェブサイトリンクを張り付けてジャンプして閲覧することができるようにしている。例えば、証拠説明書 14（甲 147～158）は、「Index of /data/2016/東京地裁-H28-4-19/2018-8-13-第2回弁論準備」と題するウェブページ「<http://files.tottoriloop.miva.be/data/2016/%e6%9d%bl%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e8%a3%81-H28-4-19/2018-8-13-%e7%ac%ac%ef%bc%92%e5%9b%9e%e5%bc%81%e8%ab%96%e6%ba%96%e5%82%99/>」から閲覧することができる。

証拠説明書にマスキングをしていないということは、証拠説明書記載の陳述書の作成者・原告番号がインターネット上で晒されていることを意味する。この被告らが公開している証拠説明書記載の陳述書の作成者・原告番号と、被告らが公開している事実実験公正証書（甲 3 4 4）記載の原告番号を対照すれば、被告らがマスキングしている原告名が全て明らかになってしまう。すなわち、被告らは、確信犯的に原告らそれぞれの公証文言（原告らと「全国部落調査」との関連性）をインターネット上で晒したのである。

原告らは、被告らによって自身の戸籍謄本等をインターネット上で晒されることを懸念し、事実実験公正証書の形式で立証せざるを得なかったわけであるが（弁論準備手続等でも何度も協議が重ねられた）、原告らの懸念したとおりの事態となった。

以上の被告らの行為は、原告らと「全国部落調査」との関連性をインターネット上で晒すものであり、言うまでもなくさらなる権利侵害を生じさせるものである。

2 原告藤川に対するさらなる加害行為

原告は、請求の趣旨拡張申立書の第 2 の 4、原告準備書面 1 8 の第 2 の 2 (2)において、本件訴訟提起後の被告らによるさらなる原告藤川に対するさらなる加害行為を主張立証したが、被告らの尋問を経て、その責任はますます明らかになった。

「甲第 441 号証を示す。

これもあなたのツイートですが、『【やってみた】部落に転籍して部落民になる方法』とタイトル付いていますよね。

はい。

で、同じテーマでユーチューブその他の動画投稿もしていますよね。

はい。

あなたが本籍を移した先は、このツイートだと「適当な部落」と書いてあるんだけど、実際のところ、原告の F さん、原告番号でいうところの 32 番、F さんのところでしょう。

はい。

分かっているやっていますね。

はい、そうです。

F さんはこの裁判の途中で亡くなられているんだけど、亡くなったことを知ってやっていますよね。

はい、知っています。

嫌がらせのつもりですか。

いえ、だってうちの近くで、確実に部落だと分かるところがそこだったからですよ。

本籍を移すに当たって、原告 F さんの残された奥さんとかは、本籍地、あなたと一緒にされちゃうんですよ。そんなこと気付くでしょう、当然。

それが何か問題あるんでしょうか。

問題ないと思って移した。

はい、問題ないですね。」（以上、被告宮部 18～19 頁。）

このように被告宮部は、原告藤川の住所地だと十分理解した上であえて同住所地に転籍したことを認めている。しかも、被告宮部は、原告藤川が本件訴訟係属中に亡くなっていることも認識している。この行為が嫌がらせではないことの言い訳として、「だってうちの近くで、確実に部落だと分かるところがそこだった」と述べているが、復刻版を出版する等している被告宮部が、「確実に部落だと分かるところ」が原告藤川の住所地だけだったということとはあり得ず、虚偽の言い訳としか考えられない。そうすると、被告宮部は、嫌がらせ目的で原告藤川の住所地に転籍し、インターネット上

で同住所地を公開したと見るのが合理的である。

また、原告藤井の残された家族が、被告宮部と同じ本籍地になってしまうという被害について、「それが何か問題あるんでしょうか」と述べ、全く反省していない。

以上の被告らの行為は、原告藤川及びその承継人に対するさらなる加害行為であり、さらなる権利侵害を生じさせている。

第10 故意・過失

被告らに本件各権利侵害行為に関する故意があったことは下記の点から明らかである。

被告宮部は同和地区 wiki を作成した際の動機として「裁判所や法務省が差別情報と認めたものを、これでもかと言うほど盛大に載せた場合にどうなるのか見たい」という点にあったことを認めている（甲391・宮部尋問結果27頁）。すなわち、本件の『復刻版 全国部落調査』の出版やデータのばらまきや「部落解放同盟関係人物一覧」のデータばらまきの以前の段階で、被差別部落を特定する情報が裁判所や法務省によって差別情報と認められる種類の情報であることを認識していたことは疑いない。

その上で、被告宮部は『復刻版 全国部落調査』の出版を告知した際には「地名総鑑の原典」とのキャッチコピーを付しているが（宮部尋問結果8頁、甲10）が、当該キャッチコピーを考案した被告宮部はそれに先立つ半年ほど前の2015年11月30日、被告示現舎のホームページ上で「同和と企業 第1回 部落地名総鑑事件から始まった」という記事を執筆し、その記事中において、「企業は何のために地名総鑑を買ったのかと言えば、はっきり言えば就職差別のためである」旨記載をしている（宮部尋問結果8頁）。

すなわち、被告宮部および被告示現舎は『復刻版 全国部落調査』のデータが「部落地名総鑑事件」という悪質な部落差別事件を引き起こす原因となったデータであることを知っていたことも疑いない。被告宮部及び被告示現舎には被告らの『復刻版 全国部落調査』や「部落解放同盟関係人物一覧」の出版ないしインターネット上でのデータ

ばらまきが原告らの人格権を侵害することについて明確な故意がある。

このことは、被告宮部が2016年2月15日に法務省から同和地区Wikiなどに関し人権侵犯事件として事情聴取を受けて「同和地区一覧により差別される人がいるとは考えないのか」と問われたにも関わらず「同和地区一覧に名前があるから差別されるというものではない」などと回答し、同年3月29日に東京法務局長より人件侵犯事件として「説示」されたにも関わらず、『復刻版 全国部落調査』のデータ配布に執着した経過からも裏付けられる。被告宮部及び被告示現舎の故意は極めて強固であると言える。

被告三品は上記各行為に関して極力自己の関与を薄める供述を行なっているが、『復刻版 全国部落調査』の原本を被告宮部が入手していることを2015年の11月ころには知っており、かつ、被告示現舎から出版する旨の認識も有していたことを認めている

(三品尋問結果6頁)。被告三品は法人化以前の示現舎の代表であり、法人化にあたって被告三品が代表とならなかった理由は法人化に関する書類作成、特に電子申請等の手続きがよくわからなかったからというものであり(三品尋問結果5頁)、被告示現舎の住所は被告三品の住所に置いたというのであるから、被告三品も被告宮部・被告示現舎と同様の認識でいたことは明らかであって、本件各権利侵害行為に関する故意があったことは明白である(なお、被告三品の業務執行社員としての責任は別項で論じる)。

なお、故意とは異なるが、被告らが本件各権利侵害に及んだ「動機」について一言すると、被告宮部は歴史的に被差別部落と一般地区が混在する地域に生まれ育ったところ(宮部尋問結果36頁以下)、同和地区の住人が一般地区よりも経済的な関係などにおいて優遇されていると曲解して不当な嫉妬を募らせた結果、部落差別に利用されることを熟知した上であえて『復刻版 全国部落調査』や「部落解放同盟関係人物一覧」のデータをばらまいたのである。

被告宮部は自身が被差別部落の出身であると供述しているが(宮部尋問結果1頁)、被告宮部は「被差別部落出身者」に関し「この国では誰でも同和地区住民を自称できる」

「(被差別部落出身者であると自称しても)本当かどうかなんて確認されないですし、最後まで言い張ればそれで通る」などと嘯いている(甲384、宮部尋問結果22頁以

下)。

被告宮部は「鳥取ループはガチの同和地区住民で同和地区出身者です。…アイヌ優遇策が始まったら、アイヌにもなる予定です」などとツイートし、事実上、自分が同和地区出身者である点については根拠がないことを自白している(甲381、宮部尋問結果23頁)。同様に、被告宮部は「それにしても全国部落開放協議会のブログは面白いほど消されない…えせ同和最強だな」などとツイートし、自己の活動が「えせ同和」活動であると自白している(甲388、宮部尋問結果28頁)。つまり、被告宮部が「自分は被差別部落出身者である」などと述べているのは事実と反する虚偽の発言である。そのため、原告らによって被告宮部が一般地区の出身であることを指摘されると狼狽し、尋問から逃げ回り、不自然に反発することしかできない(宮部尋問結果36頁から38頁)。

被告らは原告らに対し、被差別部落出身者は経済的に優遇されていた旨の誤った主張立証を繰り返しているが(例えば、松島尋問結果16頁)、被告らのかかる誤った認識が被差別部落出身者や部落解放運動に対する筋違いの憎悪を生み、本件各権利侵害行為に及ぶ動機となったことは明らかである。

第11 被告らの悪質性

1 被告らの行為の特徴

被告宮部は、2015年12月に、「昭和十一年三月刊 全国部落調査」を発見すると、2016年1月6日、ツイッター上で、「すごい本です。全国5367部落の地名、世帯数、人口、職業、生活程度が記載されています。この本の公開により、部落研究は新たなステージに突入するでしょう」とそのことを公開し(甲398)、翌7日には、「全国部落調査のPDFなどです。これこそ世界記憶遺産にすべき重要な史料です」として、その画像データを誰でもが閲覧しダウンロードできる状態にし(甲399)、「びびったマスコミや法務省人権擁護局が黙りこくっているうちに、全国部落調査はダウンロードされまくっております。もう回収は無理ですな」(甲400)と、拡散することがまず第一の目的であること

を隠そうともせずに行動している（全く躊躇せず、むしろ「公共の福祉にかなうものと私は思っています野で、最初から」（被告宮部尋問結果32頁）と述べているとおりである）。そして、同月26日には「書籍化を考えている」とし、同年2月5日には、4月1日に出版を予定すると告知した。

被告らの行為は、裁判所の判断を軽視し、あるいはあえて曲解してこれを潜脱し、差別情報発信の継続に激しく執着し続け、様々な方法を駆使して、インターネット上の差別関連情報に関心を有する閲覧者たちをあおり、差別情報を拡散するものであると同時に、単独の情報ではなく、他の情報と紐付けすることによって、差別のための総合ツールを提供するものである。そして、被告らのこれらの行為は、悪質で確固たる目的に裏付けられたものであって、潜在的危険性がきわめて高いものである。以下、具体的に検討する。

2 被告らの差別情報発信継続への執着

（1）裁判所の判断の潜脱

ア ネット上の記事掲載

被告らは、横浜地裁平成28年（ヨ）第154号の書籍出版差止仮処分命令当日（2016年3月18日）、別紙目録4を不特定多数の一般人が常時閲覧できる状態にしてインターネット上に掲載した。別紙目録4は、全国の都道府県ごとに「部落所在地」「部落名」「現在地」などの欄を設けた一覧表である。しかも、冒頭には、「これらの地域にお住まいの方は、『私は被差別部落出身者です』と言って横浜地方裁判所に仮処分を申し立てれば、気に入らない出版物の出版を差止められるかもしれません」と述べて、原告らによる仮処分申立てと裁判所の決定を愚弄した。なお、別紙目録4は、本件ウェブサイト目録1（4）であり、横浜地裁相模原支部平成28年（ヨ）第16号のウェブ掲載差止仮処分命令で掲載差止めが命じられたものである。

さらに、被告らは、横浜地裁平成28年（ヨ）第154号決定後、別紙目録5を不特定多数の一般人が常時閲覧できる状態にしてインターネット上に掲載した。別紙目録5は、被告らの説明によると、『全国部落調査』を復刻したもの」であり、仮処分で禁止

されている出版物そのものである。なお、別紙目録5は、本件ウェブサイト目録4（1）であり、横浜地裁相模原支部平成28年（ヨ）第16号のウェブ掲載差止仮処分命令で掲載差止めが命じられたものである。

なお、2016年2月には、これらのデータは、「部落」「同和」「部落地名総鑑」などの言葉を入れて検索サイトで検索すると、上位に表示されるようになっていたが、これは、被告宮部の知識で一般的なSEOに関する「内部対策」をしたことによって実現したものである（被告宮部尋問結果33～34頁）。

イ 被告らによる仮処分申立後の「書籍化」

本件書籍目録2及び3に掲載した書籍は、それぞれ書籍出版差止仮処分申立後に作成されたものであるが、その内容は書籍目録1の仮処分決定が出た書籍と同一内容のものである（詳しくは、原告準備書面4・35から38頁記載のとおり）。

本件書籍目録2『復刻・全国部落調査』（甲56・被告らが書籍出版差止仮処分事件に疎明資料として提出したもの）は、被告示現舎が発行し、バーコードやISBN（国際標準図書番号）が付されているもので、一般人に頒布するために書籍として出版されたものであることは明らかである。また、本件書籍目録3『小林健治と有田芳生に対抗する全国部落解放協議会 5年のあゆみ』（甲58）という、一部の体裁のみを変更した書籍を作成し、インターネット上の「ぐるぐるオークション」に出品して販売した。オークションサイト上では、商品について「今、話題の部落地名総鑑の原典、『全国部落調査』の各府県別部落調査が掲載されています」と説明され、話題になったことに乗じて、被告らが同一内容の書籍を売りつけようとしたことが分かる。

被告宮部は、2016年4月8日のツイッターで「こういう事をするなら、こちらも、さらに対応困難な方法で抵抗せざるを得ません。全国部落調査は必ず復刻されます。もう手遅れなのです」と出版への強固な意思を対外的に宣言している（甲406）が、この意思が甲58の出版で体现されたのである。被告宮部は、被告代理人から出版を禁じられた書籍と冒頭以外は内容が同一であることを指摘されるとそれを認め、「パロディ本として出した」と開き直った（被告宮部尋問結果19～20頁）。

なお、被告宮部は、同ツイッター上の「対応困難な方法」とは何を想定したのか、と問われて、「想定も何も実際やりました。インターネットでそこら中にばらまいてというか、とにかく大量にダウンロードできるようにして、いろんな人がダウンロードしたということです」と述べ、データのネットへの掲載や後述するダウンロード→印刷の使喚をそのために行ったことを認めている（被告宮部尋問結果34～35頁）。

ウ 裁判記録の第三者への売却

さらに、被告らは、「人権団体が焚書坑儒を裁判所に申し立てて、しかも裁判所が認めるという、貴重な事件の資料です。後世プレミアが付くことは、おそらく間違いありません（無論、保障はできませんが）。報道された『全国部落調査』の全文コピーも付いています。解放同盟が印刷したものなので、間違いなく部落解放運動のための資料なので、差別だと言いがかりを付けられる心配はないのでご安心ください。送料無料！3000円からのスタートです」と説明した上で、添付している別紙目録等も含め、2016年3月29日、横浜地方裁判所平成28年（ヨ）154号事件の副本すべてをヤフーオークションへ出品している（甲405）。この点についても、被告宮部は仮処分決定の内容は理解しているが、「全国部落調査」のデータも全部つけて売った、と拡散・裁判所の決定潜脱の悪意を自認している（被告宮部尋問結果21頁）。

（2）情報拡散の「あおり」

ア 「全国部落解放協議会」での頒布

被告らは、2011年ころに「全国部落解放協議会」という団体を立ち上げたが、仮処分決定が出た後である2016年4月末から、「部落研究の自由への妨害に対抗するため」と称して、インターネット上で「加入申込書」を公開するなどして会員を募集するようになった。

もともと、「全国部落解放協議会」は、2014年6月20日付で、宮部本人が「同和団体を名乗ればどのような違いが生ずるか実験するため、goo ブログに『全国部落解放協議会』という名前で偽装ブログを開設していましたが、頻繁に記事が削除されるよう

になったので、偽装をやめました。いよいよ完全消滅してしまうかも知れません」と記載しているように（甲59）、全く活動の実態のない団体であった（被告宮部自身が、2011年6月26日付ツイッターでは「それにしても全国部落解放協議会のブログは面白いほど消されない。前は同じ内容で瞬殺されたのに。えせ同和最強だな」とつぶやき、同協議会がいわゆる「エセ同和団体」であることを自認し（甲388、甲396参照）、2014年5月7日付ツイッターでも「全国部落解放協議会はネタ」としている（甲78））。

しかし、被告らは、ツイッター上で、2016年3月31日に「再び、あの団体が動き出しました」という文章と製本された『小林健治と有田芳生に対抗する全国部落解放協議会5年のあゆみ』（別紙書籍目録3）の写真を掲載し、休眠状態だったこの団体の名前を用いて、文書の拡散を行うことを宣伝した（甲60）。そして、文書の作成名義として同団体名を使うだけではなく、「会員限定」で頒布するという手法をとり、同年4月23日には、「裁判所が、全国部落調査を公表してはいけないというなら、全国部落解放協議会の会員限定で共有するならいいのではないかと思ったわけ」と、部落解放協議会という集団を隠れ蓑にして、「会員になれば、『復刻 全国部落調査』の頒布が受けられる」旨広報した（甲61）。

被告宮部のツイッターによれば、同月26日に「全国部落解放協議会のサイトをどうしようかと思ったけど、こういう秘密結社的なものに適当なSNSが見つからないので、自分で作ってみようかと思う」（甲65）、同月29日「全国部落解放協議会の加入者を募集します（甲63、募集の内容については示現舎のホームページ上甲64）、同月30日「GW中には全国部落解放協議会グループサイトがひっそりと開設されます。会員だけに通知します」（甲66）、5月4日「全国部落解放協議会の加入希望者が40名となりました。ひとまず、明日にはグループサイトのログイン方法を通知します」（甲66）、同月18日「全国部落解放協議会のグループサイトを開設しました。会員各位にはメールしております。メールが届かない方は、迷惑メールに分類されてしまっていないかご確認ください」（甲66）などあり、全国部落解放協議会は、被告らが主宰し、当初「全国部落調査」のデータを拡散することを目的とした団体として（5年近く休眠状態だっ

たのに) 2016年4月末に会員募集が行われ、同年5月初旬までに一定の規模の会員が集まったことが分かる。

その後も、「国土交通省国土制作局GISHPのデータを活用して、全国部落調査の5361部落のうち4793部落の緯度・経度を求めて地図に配置することに成功しました。裁判所から止められているので公開はできません。全国部落解放協議会の理念に賛同する部落民だけにお見せしています」(甲67)という被告らのブログの記載(5月8日)からは、全国部落解放協議会の内部では、全国部落調査の内容を、さらに詳細にし、「利用」しやすく加工したデータの頒布を行っていることが窺われる。

被告官部によれば全国部落解放協議会の会員は尋問時点で約100名程度ということであるが、この会員に限定した「グループサイト」を開設し、そこでは「全国部落調査」(甲61)ばかりでなく、上記全国の部落所在地を地図上におとしたもの(甲67)、本件裁判に関する全ての記録(甲416)などの情報を「共有」しているとのことであり(被告官部尋問記録29～30頁)、被告官部は実際には、不特定多数の人に、原告らに関するきわめて機密性の高い内容を含む個人情報を、無制限に提供していることが分かる。

被告官部は、2018年3月28日には、「全国部落調査から抽出したデータをネットに掲載するなど言う裁判所の仮処分が確定しましたが、これを何とか回避する方法がないか研究しています」(甲419)とツイッター上で発言したが、一つには「全国部落解放協議会」を(まさに「エセ同和団体」として)全面的に活用し、裁判所の判断の潜脱を行っているのである。

イ 資料の拡散

被告らは、示現舎サイトで、2016年4月18日、「より確実に回収不能にするには仮処分前にp2pに流したほうがいいと思われますよ」という「匿名人」からのアドバイスに対し、「流してみましたが、p2pでこの手の資料を探そうという人が少ないのではないのでしょうか」と記載し、自らデータを流していることは認めている。そして、さらに「SlideShareとか、こういうウェブサービスに流すのがよいかと思います」として、実際に、このサービスを利用してデータが閲覧できる状態にして、資料を拡散

した。

その他にも、グーグルブックスで、少なくとも同年4月21日（右下の閲覧日参照）までは、「全国部落調査」は、頒布されていた。この頒布は、被告らが許可したものであることは、左下部分に「示現舎の許可を受けてページを表示しています」という記載があることから明らかである。

ウ インターネット上でのあおり行為

（ア）閲覧者への印刷の奨励

被告官部は、仮処分決定が出た後、出版のためのデータをインターネット上にアップするだけでなく、ツイッターでも、各自が印刷するようにあおり行為を繰り返した。

「復刻・全国部落調査の印刷用データを公開します。欲しい方は各自製作してください」（2016年4月12日）という投稿から始まり、同日中に、「このPDFは印刷用の規格に準拠しているので、各家庭のプリンターはもちろん、印刷所に持ち込んでもOKです。もともと著作権切れのものなので、自由に印刷・製本してください」、「これで、更に異次元へ突入します。印刷用のマスターデータを拡散したので、一体いくつの復刻版全国部落調査が存在するのか、誰もわからなくなりました」と連投し、「復刻・全国部落調査を両面印刷対応プリンタで印刷して、キンコーズでくるみ製本しなければならない。プリントバックしてもよい」、「A4両面印刷プリンタ＋裁断機＋グルーガンが鉄壁です。誰も検閲できません」と製本の方法についてまで具体的に提示し、拡散する可能性を最大限に利用しようとする意思を表明している（甲57）。

翌13日には、「特に、金融機関の資料や社内文書の印刷を請け負っている印刷会社は鉄壁ですよ。絶対に内容には干渉しないし、情報を漏らしません。そんなことをしたら、信用問題ですから」（甲408）、「あと、その手の事情通によれば、コンビニのコピー機も鉄壁らしいです。直前に印刷した文書の内容は警察もメーカーの人も絶対に分からない仕組みになっているとか。官公庁の近くのコンビニとか、万一コピーした内容が漏れたらやばいですからね」（甲409）と具体的方法を教示し、「ページ欄

外に見出しを表示するようにして、さらに使い勝手がよくなりました。皆様、ダウンロードして保存し、がんがん印刷・製本してくださいませ」と利用を奨励している（甲410）。そして、同月17日には、「復刻・全国部落調査のA5サイズのマスターも用意しました」「高解像度の表紙画像も取り揃えています」とさらに選択肢を提供し、「ここで印刷したら、送料入れても1冊1000円ちょっとでいけますね。<http://seichoku.com>」と製本会社を紹介することまでしている（甲411）。

被告宮部は、バージョンアップしながら印刷用のデータを提供したことを認め、これが実際に使われて手作りの本が作られたことも認識していた（被告宮部尋問結果35頁）。

（イ）データ閲覧方法の紹介

また、被告らは、インターネット上で、「「全国部落調査」の記載内容データについてはミラーサイトがあること、検索すれば見ることができること」に繰り返し言及している。たとえば、同年4月18日、被告宮部は、「まだ手元に決定書は来てないですが。たぶん、今度は間接強制がくるので、同和地区、みんなドメインは死亡確定です。あとは、各自保存したデータで自由にやってくださいませ。仮処分の効力は私に対してだけです」とツイッター上で述べた（甲30）。

同年5月7日には、上述の全国部落解放協議会の加入者募集の表示のコメント欄での「ところで全国部落調査刊行のあてはもう無いのでしょうか」という質問に対して「全国部落調査の発禁は仮処分だけなので、まだ希望はあります。また電子化したデータならネットで検索すれば出てきますよ」と回答している（甲64・9頁）。

（3）裁判記録の公開による個人情報の暴露

ア 本件に関する裁判記録の公開

被告らは、前述した出版差止等仮処分命令申立事件の申立書、債権者らの陳述書及び仮処分決定書（本件訴訟では甲3から甲6にあたるもの）等をインターネット上で公開している（甲27、甲95、甲96から甲100）。

また、被告らは、上述した陳述書以外にも、本件事件の訴状、主張書面、証拠説明書及び証拠等をインターネット上で公開している。特に、原告らに関する公正証書（氏名は掲載時にマスキング・甲344）、滋賀県文書（甲347）、佐賀県の未成年者が「全国部落調査」のデータを製本したものを「メルカリ」で販売した事件の未成年者本人聴取書（甲351）など、センシティブな情報を含む裁判記録を誰もがアクセスできる状態でネット上に公開している。

なお、被告らは、仮処分命令申立ての債権者たる5名以外の陳述書について、「全国部落協議会とツイッターでのフォロワーへの提供」を行っていることを、被告準備書面（6）15頁において自認した。後述するように、全国部落解放協議会は、被告宮部が主宰する「復刻版・全国部落調査」等のデータを不特定多数者に対して拡散することを目的にした団体であり、その会員は、鳥取ループのツイッター（現時点でフォロワーは1万2000人にも及ぶ）等の発信を見た不特定多数人である。

イ 被告宮部の別事件における訴訟記録の暴露

被告宮部は、インターネット上に「住所でポン！」というタイトルのサイトを開設し、過去に出版された電話帳の情報をうい、大量の電話番号・氏名・住所情報を無料公開している（現在は「ネットの電話帳」に改名）。同サイトは、「掲載情報の削除依頼は例外なく受け付けない」という方針で、掲載された個人からの削除請求を拒否することで有名である。2015年8月、被告宮部は、プライバシー侵害を理由にして、ネットの電話帳に掲載されている氏名・住所・電話番号の削除と賠償金の支払い等を求めて訴訟を提起され、その後仮処分申立てなども行われた。被告宮部は、上記訴訟記録についても、原告から提出された主張書面及び証拠について、個人情報を含め全てをインターネット上で暴露している（甲17）。後述するように、この点については氏名含めて開示することは許されない旨の判決が出ている。

ウ 訴訟遂行上の影響

被告らの上述したような行動から、原告らは、陳述書や戸籍謄本・住民票などの個人情報提出することに強い危惧感を抱かざるをえない。陳述書には、氏名、出身地、

年齢、経歴、部落差別体験等が記載されており、その種の情報に関心を有する者がアクセスし、生活の平穏が害される具体的なおそれがある。

そこで、原告らは、(違法なことであるにせよ、) 被告らがネット上に公開する可能性があることを考慮して、証拠を選択し、陳述書や報告書などの証拠を作成することを余儀なくされ、訴訟遂行上主張・立証の方法に大きな制約を受けることになった。

3 被告らによる差別のための「総合的なツール」の提供

(1) 被告らの「同和地区 wiki」の運営・管理とその目的

被告らは、「同和地区 wiki」について、被告官部が運営・管理をしている事実はないと主張している。

しかし、そもそも、被告官部は、単にドメインを所有しているのみならず(甲22)、「同和地区 wiki」ホームページについて、自ら麗々しく「同和地区 wiki を開設しました」などと「鳥取ループ」名義で宣伝している(甲9)。その上で、被告官部は、「同和地区 wiki」上の記事について、「2015年2月には徳島県の同和施設一覧について、徳島地方法務局から削除要請を受けたが、もちろん断固拒否である」などと記載して、自らが「同和地区 wiki」の記事について削除の権限を有することを自白している(甲18)。また、「全国部落調査」のデータについて「そのデータは、同和地区研究サイト「同和地区 wiki」に掲載しています」などと述べて実際に掲載した(甲19)。また、後日、裁判所が仮処分により別紙目録3の「部落解放同盟関係人物一覧」記事の削除を命じた際には、「まだ手元に決定書は来てないですが。たぶん、今度は間接強制が来るので、同和地区. みんなドメインは死亡確定です」などと「鳥取ループ」名義のツイッターで発言し(甲30)、その後実際に「同和地区 Wiki」は別紙ウェブサイト目録記載のURLからは削除されている。

「同和地区 wiki」は、被告らの差別助長の意図を実現するためにもうけられ運営されてきたものであることは、被告らのネット上の書き込みからも明らかである。

被告官部は、ツイッター上で、2014年5月8日に「同和地区 wiki を設置しまし

た。まだほとんどコンテンツがなく、これからが長い作業になります。接続にはTorが必要です。」と書き込み、URLを添付している（甲78）。また、同月11日には、「同和地区Wikiのアドレスを微妙に変えました。こちらにアクセスしてください。例によってTorが必要です。」と書き込んで、変更後のURLを添付し、さらに、「同和地区Wikiを開設しました。」と、自身が「鳥取ループ」として情報発信しているブログとリンクさせている。そこには、「同和地区Wikiを開設しました」というタイトルのもと、「同和地区を全て網羅して調査すべく、『同和地区Wiki』を開設しました。言わば21世紀の全同和地区実態調査サイト…」という宣伝文句が掲げられていた（甲78）。このブログの記事は、「同和地区を全て網羅して調査すべく、『同和地区Wiki』を開設しました。言わば21世紀の全同和地区実態調査サイトです。同和地区の実態調査は過去何回か政府により行われてきましたが、これを民間の力でやってしまおうという考えです。」と続いている（甲9）。被告宮部は、尋問で、同和地区Wikiを開設し、自宅サーバーで「ウィキペディアのソフト」を使って、全部自分で管理していたと認めた（被告宮部尋問結果13頁）。

そして、鳥取ループこと被告宮部が上記記載を行った2014年5月8日とは、被告宮部が同和地区Wikiを開設したことが「利用者一覧」上で明らかな2014年5月7日深夜の翌日であり、被告宮部が同和地区Wikiを自身の目的達成のために開設したものであることが裏付けられる。

被告宮部は、また、2016年1月、被告示現舎のホームページに、「鳥取ループ」名で、「追跡！部落地名総鑑」という文章を2回に分けて掲載している。ここでは、被差別部落の一覧を掲載した図書を総称して、俗に「部落地名総鑑」と呼ばれるとして、部落地名総鑑の資料についてどのように扱うべきかという難問を解決するには、「部落地名総鑑を無料で公開すればよい」として（甲18・3頁）、3つのアプローチを提示している。

そして、3つのアプローチのうち、第一は現存する部落地名総鑑を探すこと、第二は自分で作ること、第三は部落地名総鑑の原典を探すこととし、第一については徹

底的にやってみたが難しく、第二については「同和地区 Wiki」を作成することで、そこそまでいっているが、情報のばらつきが多くなってしまうため、第三のアプローチに挑戦したところ、2015年12月に、某所で原典と思われる「全国部落調査」を見つけることができた、と記載している（甲18、甲19）。つまり、被告宮部は、被差別部落の一覧という資料を広く世間に提供するという共通の目的のための、異なるアプローチとして、「同和地区 Wiki」の開設と「全国部落調査」の出版・公開を位置づけているのである。

そして、「同和地区 Wiki」について書かれた第二のアプローチの部分には、「部落地名総鑑を手に入れることは無理でも、都道府県、市区町村単位の部落一覧を手に入れるのであれば比較的敷居は低い。行政や運動団体が出版したものが図書館に普通に置かれていることがあるし、隣保館等の同和対策施設の場所から明らかになることもある。／時には实地調査も行いつつ、それらを地道に収集すれば部落地名総鑑を作ることができるのではないか。情報化が進行した現在では、ひょっとすると昔より高精度な物が作れるかもしれない。／そのために著者が開設したサイトが、同和地区 Wiki である」（甲18）と記載されている。つまり、ここでは、高精度な現代版部落地名総鑑を作ること、それを目的にして、被告宮部自身が「同和地区 Wiki」を開設し、そこへの情報集約を呼びかけていることが明確に示されている。尋問でも、開設の目的は「同和地区を特定すること」であると明確に述べた（被告宮部尋問結果26～27頁）。

また、2013年8月に被告宮部が「同和地区 Wiki」の構想についてツイートした際には「私は単に裁判所や法務省が差別情報と認めたものを、これでもかと言うほど盛大に載せた場合にどうなるか見たいという興味」が根源にあると表明し（甲391）、その関心は尋問時点でも維持されていると述べた（被告宮部尋問結果27頁）。

2016年1月7日、被告宮部はツイッターで「全国部落調査」のダウンロード数が増えていることについて「全国部落調査はダウンロードされまくっております。もう回収は無理ですな」と述べているが、開設から1年半以上経過したこの時点でも、被告宮部が同和地区 Wiki からのダウンロード数を確認できる立場にあったことは明らかであ

る（被告宮部尋問結果13頁）。

阿久澤第1意見書（甲127）では、「情報化の進展」（部落差別解消法第1条）によって生まれた「差別を扇動する言説や、差別を助長・誘発するような情報が、それらを拡散しようという意図を持つ者のクリック（タップ）一つで、一瞬のうちに不特定多数の目にさらされてしまう状況」の下で、被告らがインターネット空間で「部落の地名リスト」（「全国部落調査」の画像データや、その内容をテキスト化し、現在の部落の所在地と照合して更新したダイレクトリー等）を公開したことについて、「差別を助長・誘発する情報が、巡回性や永続性を持ってネット空間で増殖し続ける状況を作り出したことは極めて悪質である、と指摘されている。また、情報の発信に Wiki というソーシャルメディアを使い、『部落の地名』リストを精緻化させるような書き込みを誰でもが行える状況をあえてつくり、匿名での編集を呼びかけたことは、差別行為への加担をおおる行為である」と評価し（1頁）、人びとがネット空間におけるそのような差別的言説に接触することで、「これまで先人達が心血を注いできた教育・啓発の長年の成果をも侵食していくことが危惧される。またその影響は、日常生活においてインターネットとの接触が多い、若い世代にとって、より深刻なものとなる」（2頁）という認識を示されている。

（2）ミラーサイトへの関与

ウェブへの記事掲載差止仮処分決定で特定された各記事については、本件仮処分申立時とは異なるURLでの掲載が続き、本件決定が発令された後も、被告らが掲載した記事による原告らの権利侵害は続いている。

別紙目録中「部落解放同盟関係人物一覧」の内容が、そのまま掲載されているいわゆる「ミラーサイト」では、頭書部分に、「このページは元 Wiki から2016年4月9日に仮処分申し立てを理由に削除されました。／とある研究者により調査された部落解放同盟の関係人物の名前、住所、連絡先等です。これは不完全なものであり、活用する際は情報を鵜呑みにせずに、各自追加検証を行ってください。なお活用とは部落解放論争に関するインタビューの申し込みや部落解放運動史上の新事実の発掘といった取材研究活動

の意味であり、決して関係者への迷惑行為を推奨するものではありません。／『吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ』（水平社宣言）。さあ、エタであることを存分に誇りましょう。非人の方々も雑種賤民の方々も『むらそと』の方々も、もろびとこぞりで誇り合いましょう。なお『誇りましょう』とは文字通りの意味であり、決して差別を煽るものではありません。」との書き込みが付されており、ミラーサイト設置に、被告宮部が関与していることが窺われる。

（３）総合的な被差別部落に関する「検索システム」の構築

ア 被告宮部の有するIT技術

被告宮部は、ソフトウェアの設計・開発、OSSの解析、システム構築、ネットワークプロトコルの設計、電子書籍の出版支援、アプリ開発などを業とする「座間ソフト」を経営しており（甲４５１）、IT関係に関して幅広く深い知識を有している。座間ソフトは、２０１５年５月、ハッカーが「国家機関による監視に耐えられるレベルの強力なデータ保護」に関して書いた『個人と企業のための対国家機関レベルデータ保護入門』を出版した（甲４４９、甲４５０）。この中では、同和地区Wikiやミラーサイトで使われている、Tor（トーア）という匿名化ソフト（甲５４参照）について解説されており、被告宮部は同技術に精通していた。

イ 「苗字でポン！」「ネットの電話帳」

被告らは、インターネット上の電話番号等検索サイト「ネットの電話帳」を管理・運営しているが、この「ネットの電話帳」に部落差別と直接に結びつく機能を、本件仮処分決定後に追加している。すなわち、２０１６年４月２５日の被告宮部のツイッターには「ネットの電話帳で、地域に多い名字と、地域の稀少姓を表示する機能を追加しました。今のところ無料版にも解放していますが、負荷がかかるようならエクストリーム限定にします」と表示された。

被告宮部は、ツイッター上で「住所でポンが生まれたきっかけが、電話帳を利用して部落と苗字の分布の相関関係を検証しようというところからきている」（甲３８９・２●

12年10月19日)と実は「ネットの電話帳」が作られた契機は部落の特定のためであり、「実は苗字でポンの方が先に出来た。これは被差別部落間で通婚する習慣のあった地域を、苗字を手がかりに検証するという、部落史研究のために開発された」(甲390・同日)と述べている。尋問でも「名字を地域ごとにカウントを出すと、いろいろと部落の特定も含めて、地域毎の歴史が分かるというふうに歴史研究している人から言われて、じゃあそのアイデアやろうということでやった」と、あくまでも被差別部落の特定が最終的な目的だったことを認めている(被告宮部尋問結果24～25頁)。

被告らは、準備書面(13)で、「同和団体の役員や、同和対策で作られた公営住宅の地名(これは書籍や住宅地図、電話帳、現地調査で調べられる)から近辺の部落に多い名字を特定し、部落の場所をピンポイントで特定する手法が存在する」と主張しており、上記名字の掲載も被差別部落特定のための要素として取り上げられているのである。被告らのインターネット上における各種個人情報の暴露は、全て部落差別の助長を目的としており、その点で関連している(被告宮部尋問調書25～26頁参照)。

ウ 地図情報との紐付け

被告宮部はツイッター上で、2016年3月20日に、「全国部落調査掲載部落の現在地が8割以上特定された。あとは、国土交通省が公開しているこのデータと照合すれば、緯度・経度が求められる。<http://nlftp.mlit.go.jp/isj/>」と述べており(甲402)、地図上のデータとの紐付けも行っている。さらには、被告宮部は、スマートフォンのGPS機能を使って近傍の部落を探知できるようなアプリを開発することを企図していた(2019年9月には「最近ではグーグルがスマホのGPSを利用して検索結果を出すので、スマホでグーグル検索すると近くの部落探訪記事が上位に出る状態になっている」)ので結局は開発しなかったというツイッターの発信を行っている(甲427)。

エ 被差別部落とされる地域の写真や画像の掲載

さらに、被告らは、被告示現舎のウェブサイト上で、全国各地の被差別部落とされる地域に「潜入」し、所在地や特徴が一目でわかるような写真を撮影し、その場所の

レポートをする『部落探訪』と称する企画を2015年12月から開始し、現在、210回を数えている。また、被告宮部が主宰する「神奈川人権啓発センター」名義を使って、上記『部落探訪』の各部落訪問時の状況を映像化したものを、動画再生サイトYouTubeを使ってインターネット上で誰もが閲覧できるようにしている。この『部落探訪』では、地元住民に無承諾のまま、地域の家屋の表札や当該地域住民の所有と思われる自動車のナンバープレートなど、各種の写真（映像）を撮影し、配信されている。

被告宮部は、『部落探訪』100回目（2018年11月19日投稿）で、以下のとおり、提訴後に、本件訴訟に先立つ仮処分決定の意味を歪曲した上で、仮処分で『全国部落調査』が出版できなくなったので、それに代替するものとして『部落探訪』の掲載を続けていることを自白している。「裁判後に掲載数が増えているのは、『全国部落調査』発禁の仮処分に対して保全異議を申し立てたものの結局認められなかったのだが、全国の部落一覧ではない他の出版物については解放同盟がその出版をことごとく正当化し、裁判所もそれを認めたので、要は部落の地名を載せること自体は構わないという裁判所のお墨付きが得られたことがある。それに加えて、Kさん等【代理人注：原告の実名記載】が各地でネットに部落名が掲載されていることを批判する講演をしているためか、部落探訪に対するアクセス数が増え、載せれば多数のアクセスがある、鉄壁のコンテンツだからということもある。」そして、2019年11月21日には「法務省人権擁護局や裁判所に止められようと、間接強制金をかけられようと、部落探訪は続けます。そんなことで恐れは止められないのです」とツイッター上で宣言し（甲429）、自己の基本的事件の行使であると開き直った（被告宮部尋問結果27～28頁）。

結局、被告らは、検索性が高く、広範な人たちがアクセスする可能性のあるインターネットの特性を十二分に認識しながら、この特性を利用して、特定の部落の名前や所在地や現在の状況などについて公開・拡散しているわけで、その悪質性は甚だしい。

(4) 被告らの差別的な意図とその現実化

被告らは、自身のウェブサイトにおいて、「旅行のお供に、あるいは図書館に持ち込んで参考資料として、手軽に活用できるものを目指します。」と挑発的な文言を用いつつ、本件出版予定物の内容を説明している。被告らが行っているように被差別部落を訪れ、写真を撮影し、それをインターネット上に晒すことを奨励しているかのような記載である。

2020年6月、法務省人権擁護局は「部落差別の実態に係る調査結果報告書」を公表した(甲375)。その具体的内容については原告準備書面21に詳述されているが、被告らの本件各行為を原因として、インターネット上での部落差別が横行している現実が明らかになっている。

この調査によって、識別情報の摘示に該当するウェブページは、特定のものに集中しており、全国の「部落」の一覧であるとして具体的な地名を掲載しているウェブサイト構成するもの(本件「全国部落調査」が掲載されているもの)、「部落」を訪問したとして具体的な地名を挙げて風景写真等を掲載しているウェブサイト構成するもの(被告示現舎のウェブサイト)が識別情報中の多くを占めている。また、同調査は、検索結果上位のウェブページに関する一定期間内の閲覧者数(ユニックユーザー:のべ訪問者数から重複をのぞいた利用者数)の調査も行ったが、これによっても、上記2つのウェブサイトで識別情報の摘示に該当するウェブページの年間ユニックユーザーの7割近くを占めていることが分かった(そして、被告ら自身も、被告宮部がすでに、2016年11月20日のツイッターで、「部落差別解消推進法による『教育・啓発・調査』を行い、部落や同和に興味を持った人がネットで検索すれば、真っ先にアレが出てくるわけです。情報は万人のものです。世界はつながっています。もう戻ることはできません」(甲414)と誇示しているように、「全国部落調査」の負の影響を認識している)。

さらに、同調査では、部落差別関連ウェブサイトを閲覧していたことが確認された者を対象として、閲覧した記憶の有無を尋ねると約半数の回答者が否定していること、

差別を行う意図をもって閲覧したことを認めた者が4分の1も存在したことが判明している。

つまり、上記調査では、被告らの各行為によって被告らの本件各行為によってインターネット上にばらまかれた差別情報が多数の閲覧者を集め、その閲覧者たちの多くが差別はよくないことであるとの認識を有しながらも、一定割合の人たちが差別的目的のためにこれらのウェブサイトを利用しているという実態が明らかになったのであり、被告らの差別の拡散・再生産の目的は、残念ながら実現されてしまい、被差別部落出身者には、回復不可能かつ甚大な損害が日々発生しているのである。

4 悪質な意図の貫徹

(1) 被告官部の過去の言動に表出された差別への意欲

原告準備書面5で詳述したが、被告官部は従前から、被差別部落に関する情報収集・暴露、個人情報に関する暴露に固執してきた。それは被告官部が当事者として関わってきた裁判例からもよくみてとることができる。

ア 部落問題に関する訴訟提起

2007年11月、被告官部らは、鳥取県知事にたいし、部落解放鳥取県企業連合会による加点研修の実務報告書、受講者名簿の開示などを求めて開示請求を行い、一部不開示決定に対して取消訴訟を提起した(甲81)。鳥取地裁判決での請求棄却・却下判決に対して、被告官部らは控訴し、広島高裁松江支部は、受講者の役職・合否について一部開示請求を認めたものの、その余は棄却し、2009年9月、最高裁で確定した(甲82)。

2012年3月、被告官部は、鳥取県の特定の地区の同和対策固定資産税減免の対象地域等の開示を求めて、鳥取地裁に取消請求等を行ったが、同地裁は、差別意識がなくなったとはいえない現状では、公開後に生じる危険を事後的に解消することが難しいので、請求者の主観的意図にかかわらず情報の不開示は適法である、と判断した。この判断は最高裁でも維持されている(甲82)。

これと平行して、2012年、被告宮部の親族は、上記対象地区から固定資産税の減免部分の徴収を怠ることが違法であるとして、住民訴訟を提起し、鳥取地裁はこの訴えを却下し、この判断は最高裁でも維持された（甲83）。

被告宮部は、滋賀県内の部落所在地を行政文書で特定するという目的をもって、滋賀県の地域総合センターの施設名称や所在地等の開示請求を行ったが、最高裁は、2014年12月、すでに把握されている情報とあいまって、居住者や出身者に対する差別意識を増幅して差別行為を助長するおそれがあり、ひいては、同和対策事業や人権啓発事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、請求を棄却している。

イ 被告宮部が行った被差別部落差別助長のためのネット上の情報提供

被告宮部は、2008年ころから、趣味として「同和地区の場所を特定する方法を研究」し、2009年には、鳥取県内の「同和地区施設の一覧」を、2010年には大阪府や滋賀県内の同和地区一覧を、インターネット上に掲載するようになった（被告宮部尋問記録24頁、原告下吉尋問記録3～4頁）（被告宮部は、2011年2月に「もう1年近く大阪と滋賀の同和地区一覧をネットに載せて、法務局の削除要請もガン無視しています」（甲387）とツイッターに記載している）。

鳥取県の「一覧」については、鳥取県、鳥取市及び倉吉市もそれぞれグーグルに削除要請を行った。また、倉吉市や原告下吉は直接被告宮部に対して削除を求めたが、被告宮部は徹底的にこれを拒否した（原告下吉尋問記録4から8頁）

ウ 被告宮部の電話帳情報の暴露

被告宮部は、2012年、ウェブサイト『住所でポン！』を開設した（2015年5月ころ『ネットの電話帳』と改名）。このサイトは、過去のNTTの電話帳に掲載された氏名、住所及び電話番号といった個人情報を、掲載した個人に無断でウェブサイト上に掲載したもので、住所とグーグルマップが紐付けられている。また、地域に多い苗字や稀少苗字についても検索が可能になっている。

2015年8月、被告宮部は、この「ネットの電話帳」によってプライバシー権を侵害されたとして、京都地裁に損害賠償請求を提起された（甲17）。被告宮部は、仮処分

や間接強制によって削除を命じられても、個人情報ネット上に掲載することに激しく執着し続けてきた。2017年4月、京都地裁は損害賠償請求を認め、同年12月、大阪高裁はこれを維持した。また、前述したとおり、また裁判中、被告宮部は、特設サイトに、原告の氏名・自宅住所・電話番号・郵便番号等が掲載された訴訟資料を掲載し、原告代理人弁護士がネット上に掲載しないことを求めても拒否してきた。大阪高裁は、これについても、原告の氏名を含む個人情報の掲載も許されないと判断している（甲94・原告準備書面6・9～11頁）。

（2）本件提訴直前の被告らの言動

ア 解放同盟との面談における被告宮部の言動

解放同盟は、本年4月1日に本件書籍の出版が予定されていることを知り、2016年3月3日に、「示現舎 編集長 鳥取ループこと宮部龍彦様」宛にメールを送信し、「差別書籍として社会的に認知されている『部落地名総鑑』の『原典』と付した書籍を復刊しようとする行為は、到底看過できるものではなく、強く抗議をするとともに、発行の停止と撤回を求める」として面談を申し入れた（甲11）。そして、被告宮部と時間・場所について調整の上、同月8日午後、新宿の喫茶店で、解放同盟中央本部の西島藤彦書記長（本件原告）及び大西聡事務長と被告宮部とが面談を行った。

被告らは、被告示現舎ホームページ上に、上記経過について公開している（3月8日の面談について3月9日に掲載、甲11）。そこでは、原告西島が「差別が蔓延している状態で、部落の場所を暴露すると、差別者に利用され、差別を助長するということになる」と述べたのに対し、被告宮部が「隠すことこそが差別を助長する」という自説を展開し、本件ウェブサイト目録1ないし3の掲載を自分が行っていることを前提として、『そもそも解放同盟は一政治団体であって、当事者ではなく、私のような約束はできないし、仮にここで約束をしたとしても必ず破る』という旨を伝えた」という状況が報告されている（甲11）。

イ 法務局指導への被告宮部の対応

2016年3月29日付で東京法務局長は、被告宮部に対し、「識別情報摘示による人権侵犯事件」として、「同和地区 Wiki」の運営管理等の被告宮部の行為を「人権擁護上到底看過することができない」として削除等を求める行政指導を行った（甲26、甲41）。

しかし、被告宮部は、『「不当な差別的取扱いをすることを助長・誘発する目的」とは事実無根のことなのだが、実は先日岩城光英法務大臣が参議院の法務委員会でそのようなことを言ってしまったので、こうでも書いておかないと格好がつかんということなのだろう』（甲26・同日）、「法務局側が対応をエスカレートさせるなら、こちらの対抗措置もさらにエスカレートします。同和地区 Wiki 管理人としての声明も発表します」（甲20）などと述べ、削除に応じないだけでなく、挑発的な態度を示している。被告宮部の人格権等侵害の意図はきわめて強固である。

（3）被告らの差別意図

被告らは、書籍やウェブサイトへの記載について、「学問の自由」であるとか「表現の自由」であるとかを持ち出して、自己の精神的自由の行使として許される旨の主張を行っている。

ア 「全国部落調査」の外見から明らかな差別的意図

しかし、被告示現舎は、自身のウェブサイト（甲10）において、本件出版予定物の内容について、「フリー素材であるところの全国部落調査は既に『同和地区 Wiki』で無償で公開されていますが、それを敢えて書籍化したものになります。」、「原典の『全国部落調査』は B5 サイズ、全342 ページ、縦書き、しかもほとんどが手書きという非常に扱いにくいものでした。それに対し、今回復刻する全国部落調査は A5 サイズ、全200 ページ、横書き、活字、とコンパクトに扱いやすく大幅改定しました。」、「主な内容は、原典に掲載された全国5360以上の部落の地名、世帯数、人口、職業、生活程度をリスト化したものです。さらに、原典では昭和初期のものとなっていた地名に加えて、現在の地名を出来る限り掲載します。」（3頁）とし、

- ①全国の部落（5360以上）について網羅的にリスト化したものであること
 - ②原典から、コンパクトで扱いやすい版にしたものであること
 - ③原典から活字化し、読みやすくまとめたものであること
 - ④昭和初期のものとなっていた地名に加えて、現在の地名を掲載すること
- を本件出版予定物の利点として宣伝している。

また、なにかの調査・研究のために必要な限度で部落名を記載したというのではなく、被告らは、もっぱら被差別部落名をリストアップし、誰もが被差別部落に関する情報にアクセスすることができるようにするために、本件出版予定物を出版することを公然と認めている（甲10など）。このような外形からみても、被告らが出版しようとした書籍や『全国部落調査』の復刻は、どこが被差別部落であるか、誰が被差別部落出身者かということを暴きたい、結婚や就職において被差別部落出身者を排除するという目的に利用するという「差別目的」以外に利用価値がないということは明らかである。

さらにいえば、被告らは本件書籍を出版しようとするにあたり、その表紙に「部落地名総鑑の原典」と書き込んで宣伝している（被告官部尋問結果8頁）。「部落地名総鑑事件」については訴状をはじめ何度か主張しているので繰り返さないが、1975年発行の同書は、就職差別等に広範に利用され、その後焼却処分され、有名になった。被告らはかかる経緯を熟知した上、入手不可能とされる「部落地名総鑑」を宣伝に用いればアピールするだろうと考えて、この惹句を用いている。

イ 「学問の自由」の僭称

2018年8月21日付木村草太意見書（甲160）が同年10月に証拠提出されると、同月31日、被告官部は、「木村草太先生の提案に従い、示現舎に『※差別目的での利用は禁止します』との注釈を付けました。これで憲法学者がやってよいとお墨付きです。パンパン部落探訪いたしますよ。いちゃもん付ける奴は憲法を知らない馬鹿か差別者でしょう」（甲420）とツイッター上で宣言し、被告示現舎ブログ上の「部落探訪」に「学術・研究」という言葉をつける（甲446）ようになった（被

告宮部尋問結果10頁)。しかし、被告宮部は、「タイトル変えればオーケーなんて木村意見書は書いてない」と原告代理人に指摘されると、「これは皮肉でやっていることだから、そういうものだと思ってください」と「学術」目的が単なる僭称であることを認めた(被告宮部尋問結果11頁)。

ウ 被告宮部による「部落出身者」との僭称

被告宮部は、「鳥取ループ」としてツイッターに投稿を始めてから間もない、2010年5月9日、「鳥取ループはガチの同和地区住民で、同和地区出身者です。本人が言うのだから間違いありません。アイヌ優遇策が始まったら、アイヌにもなる予定です」とツイートした(甲381)。また、被告宮部は、ツイッターのプロフィールに「部落出身者」と記載しながら、一方で、ツイッターでは「プロフが本当かどうかはご想像に任せますが、この国では誰でも同和地区住民を自称できるし、否定するのも自由です。気にしないでください」(甲384・2010年8月13日)、「私のプロフは半分皮肉が入っています。現実の世界でも、同和地区出身と本人が言えば誰も否定できません。誰でも同和地区に住めますし、何世代も前の先祖を知る人なんてほとんどいません」(甲385・同月25日)とも発信している。被告宮部は上述したツイッターの記載の真意を原告代理人に問われると、記載した内容が事実であり、自分の気持ちであると弁明した(被告宮部尋問記録22～23頁)。

実際のところ、被告宮部の出身地は被差別部落に近接した地域ではあるが、被差別部落の出身ではない。同じ地名の中に被差別部落の集落といわゆる一般地区が存在したという歴史的経過があることを認めながら、被告宮部は「現在是一个の村」であり、自分は「一般地区」の出身ではないと事実と反する証言をした(被告宮部尋問結果36～38頁)。

そして、被告宮部は「鳥取ループ」の自己紹介に関するブログには、自分を「個人の同和マニア」とし、「なぜ同和地区の場所を晒すのですか」という質問に対し、「第一に『同和はタブー』と思い込んでいる人をおちょくるため」と回答し(甲8)、尋問では、この記載も文字通りの意味であると述べている(被告宮部尋問記録23～

24頁)。

さらに、被告宮部は、2019年10月28日、「【やってみた】部落に転籍して部落民になる方法」というタイトルを付して、「部落解放同盟によれば、本籍地に地名が部落の地名なら【ママ】、『被差別出身者』なのだそうです。もしそうなら、誰でも簡単に『被差別出身者』になれることを証明するために、適当な部落に本籍地を移してみました」とのツイッターを配信し、死亡した原告番号32番の原告の本籍地に自分の本籍地を移した。被告宮部は、死亡した原告の妻の気持ちを考えなかったのかという原告代理人の質問に対して「問題ない」と言いきった(被告宮部尋問結果18～19頁)。

つまり、被告宮部は被差別部落出身でないのに出身者であると僭称し、被差別部落の場所を特定したり、暴露したりしないでほしいと願う人が存在していることを知りながら、それらの人を「おちよくる」ために、自分自身が被差別部落出身だと言い張ればそれが事実になると言い張っているのである。

5 出版やインターネット上の記事掲載の潜在的危険性

(1) 差別拡散行為による経済的利益

被告宮部は、ツイッター上で「差別情報を金儲けのためにうりさばく」という本音を、2016年10月17日「全国部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ」と開している(甲42)。

2020年2月9日、被告宮部は、「日々国家権力による人権侵害と戦っている私からすれば、Coinhiveで高裁の10万円の罰金の意味するところは、工夫して10万円以上稼げということでしょう。私は住所でポン！の裁判で確定した賠償金以上稼いでおるぞ。払ってないけど」(甲431)、「裁判所に憤慨するIT技術者は、プロ市民みたいなみっともない活動をするべきではありません。様々な工夫をして罰金以上あるいは賠償金以上の金額を稼げばいいのです。それらは経費として計上できます。日本は法廷侮辱罪がないので、やりたい放題できますし」(甲432)と、情報の売りさばきによって経済的

利益を得ており、それが相当の金額に及ぶことをにおわせるとともに、後述するような司法を愚弄する態度を誇示している（被告宮部尋問結果21～22頁）。

たとえば、被告宮部は、1ヶ月に数百万回利用されるという「ネットの電話帳」によって、月30万円から40万円の収入を得ていることを尋問で認めた（被告宮部尋問結果26頁）。

また、被告宮部は、「神奈川県人権啓発センター」を主宰し、2015年12月からYoutubeにチャンネルを持ち、「部落探訪」やさまざまな部落差別に関するトピックの画像を公開している。尋問時には、チャンネル登録者数は2万7500人、総視聴数1172万回、月に5万円程度の収入があることを被告宮部は認めていた（被告宮部尋問結果31頁）。現時点ではチャンネル登録者数は3万3700人、総視聴数1474万回と増加しており、収入は広告収入と動画再生回数によって決まってくることから考えると、収入は更に増加しているはずである。

（2）司法に対する愚弄的な態度

被告らは、仮処分決定について軽視する姿勢を明確にした上で、「強引に出版禁止の判決を出しても規範性は皆無である」とし、「原告らの論理がこのまま認められるなら、被告らは判決確定後も趣旨を変えて同様の出版物を出し、再び裁判で争うことを繰り返すしかない」と、確定した判決にも従わないということを前もって明示した（被告ら準備書面（13））。また、「私みたいに、異常・憤怒・発狂と罵倒して、裁判で負けても賠償金踏み倒して、ほとぼりが冷めたら判決を無視するようなフロンティア精神のある企業は日本では少ないですし」などとツイッターで発信し、世間に向かって判決を無視するということをアピールし（甲421）、尋問でも、自分が書いたとおりの気持ちであることを認めた（被告宮部尋問結果21頁）。

また、仮処分についても、仮処分命令が出る前である2016年3月25日から、「実のところ、仮処分命令が出ても実害はないんですよ。表題を変えて別の名目で出版するとか、示現舎ではなく個人の立場でやるとか、いくらでも回避方法はあります」（甲4●

3)、『同じ情報でも表題を変えれば別文書』というのは、私が情報公開訴訟をやったときにそういう判例が出て、塩入みほもが解説してますからね。今回はいざとなれば私に有利な方向で使わせてもらいますよ」(甲404)と宣言するなどし、実際にもそのとおりの言動を行ってきた(被告官部尋問結果20頁参照)ことは上述したとおりである。

(3) 潜在的危険性の大きさ

仮にも被告らの各行為の違法性が一部でも否定されることになれば、被告らは、これまでの手段・方法をエスカレートさせ、差別情報のばらまきを行い、それによってこれまで以上に金銭的な利得を得るようになることは明らかである。そして、被告らの各行為に類似する行為を行う者が被告らの後に続き、さらに差別助長行為が横行していくことになろう。被告らの各行為はそのような潜在的危険性をはらんでいるのである。

被告らの反規範的な姿勢は一貫している。これまで述べてきたように、被告らが開き直ってインターネット上において、本件訴訟で問題になっているような差別助長行為を繰り返したことが立法事実となって、部落差別解消推進法が成立し、さらには、2018年12月27日法務省人権擁護局が各地方方法務局に対して、「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理」と題する依命通知を発出するに至っているものであり、差別を解消するためにどのような行為が行われるべきであるか、差別を助長する効果を有する行為としてどのような行為が違法性を有するのか、について、一定の判断基準はすでに裁判所には明らかであるといえる。

第12 反訴について

1 被告ら(反訴原告ら)が反訴で求めたもの

被告らは、2018年11月2日に反訴の提起を行い、①先だって行われた仮処分を申し立てた「債権者」5名に対して、被告示現舎(反訴原告示現舎)が160万円、被告官部(被告官部)が160万円、②原告ら全員に対して、被告三品(被告三品)が160万円、③原告川口泰司(反诉被告川口)に対して、被告三品(反訴原告三品)が30万円を

求めた。さらに、被告らは、2020年7月20日に、④原告部落解放同盟（反訴被告部落解放同盟）に対して、被告宮部（反訴原告宮部）が100万円、被告三品（反訴原告三品）が100万円を求め、反訴の請求の趣旨を拡張した。

2 書籍出版差止仮処分の申立てに関する反訴

（1）被告示現舎を反訴原告とする訴えについて

最高裁昭和43年12月24日判決は、「仮処分が、その被保全権利が存在しないために当初から不当であるとして取り消された場合において、右命令を得てこれを執行した仮処分申請人が右の点について故意または過失のあるときは、右申請人は民法709条により、被申請人がその執行によって受けた損害を賠償すべき義務がある」と判示しているところ、債権者が申し立てた仮処分申立事件（横浜地方裁判所平成28年（ヨ）第154号）においては、被保全権利の存在は当然認められており、この判決が妥当する場合ではない。また、同事件は上訴を経て確定しており（2017年11月10日特別抗告棄却決定）、不法行為に基づく損害賠償の要件をみたさないことは明らかである。

（2）被告宮部を反訴原告とする訴えについて

被告らは、書籍の出版が行えなかったことによって、被告宮部の表現の自由や学問の自由が侵害されたと主張するが、これまで主張してきたとおり、被告宮部による「全国部落調査」の出版は、部落差別を助長するためのツールを公開・頒布するものであって、そもそも「表現の自由」や「学問の自由」で保障されるものではない。

また、被告らによる「被告宮部の差別されない権利が侵害された」旨の主張は意味不明というほかなく、何を理由に差別されない権利を問題にしているのか、具体的な権利侵害性はなにか、被告宮部の損害はなにか、出版差止めと損害との因果関係は認められるのか、すべてについて、被告らによる主張は行われていない。

不法行為に基づく損害賠償の要件を充たさないことは明らかである。

3 被告三品を本訴被告にしたことに関する反訴

被告三品が不法行為に基づく損害賠償請求の責任を負うことについては、本訴で十分な主張立証が行われている。

4 被告三品に対する滋賀県集会での対応に関する反訴

(1) 滋賀県集会での被告らに対する退席要請について

被告らが前提としている事実は全面的に誤っている。被告三品が2017年2月10日、滋賀県立文化産業交流会館において行われた「部落解放研究第24回滋賀県集会」に参加したこと、同人が集会主催者からの要請を受けて同集会会場から退出したことは事実だが、原告山口が被告三品を集会会場から追い出したことはない（以下、本項全体につき甲370、原告川口尋問結果8から10頁）。

原告川口は、講演開始から30分程経過した時点で、一番前の中央の席に被告宮部及び被告三品が座っていることに気がつき、驚いて講演を中断した。原告川口は、演壇から離れて被告宮部及び被告三品に近づき、ステージ上中央前側でマイクを外して「宮部さんと三品さんですね」と丁寧に話しかけた（甲370、甲371・1頁）。被告宮部が「はい」と対応したので、原告山口は「2人には話を聴いてほしくないし、居てほしくないの、退出してもらってもいいですかね」と要請した。被告らがそれに応じなかったため、原告川口が「しんどい思いをする当事者がたぶんいる」、「私が、あなたによって被害を受けている」と訴えた（甲371・2頁）。原告川口の発言は、被告らの各行為により、実際に損害を受け、あるいは不安や恐れを抱いている被差別部落出身者が（自分自身を含め）集会に多数参加していたことを前提に行われている。被告らが参加していれば、それらの参加者が、安心して発言を行い、講演を聞くことは不可能だったためである。また、講演の内容については裁判に関わることや家族に関する内容もあり、どこまで踏み込んで話をするかは、会場の雰囲気や参加者の反応を見ながらその場で自身が判断することであるが、被告らは他人の講演の録音データや資料などを本人の許可なくインターネット上で公開するような行為を繰り返していたため同様の行為を行われる

かもしれないというおそれから自由に講演できなくなるため、被告らが参加することは認められなかった。

これに対し、被告宮部及び被告三品は、「自分たちはお金を払って来ている」「聞かれないような話をしなければいい」、「2人がいだけで話せないというのは情けない」などと、退出を拒否した（甲91・15頁、甲371・2～7頁）。

途中からは集会の主催者スタッフ（原告山口敏樹）が1人、原告川口とともに対応した（甲371・2頁の「山口」発言）。

原告川口及び集会主催者スタッフは、被告らに対し、参加費を3000円ずつ返却すること等を提案し（甲371・6頁、7頁）、退出を要請した。結局、原告山口が話しかけてから約6分後、被告らはこれに同意して自ら会場を退出した（甲371・9頁）。退出の前後には、原告山口から、ツイッターやブログに記載しないでほしいと要望を伝えた。

その後、主催者スタッフは、被告らに対し、集会参加者に配布された「討議資料」の返却を求め、被告らは、同意の上「討議資料」を主催者に返却した。集会資料の返却時に、集会資料が入った袋ごと返却を受けたところ、その袋の中に、被告三品の私物が混入していた。

資料返却後、被告らは自分で出口から退出している。その際に誰とも身体的接触はしていない。

また、会場退出後、被告三品は「忘れ物がある」と事務局に申し出てきたため、主催者は回収した封筒の中から鉛筆とノートを発見し、被告三品にすぐに返却した。

（2）不法行為が成立しないこと

当該集会の『討議資料』の「基調」や同封した冊子『部落差別は今』（部落解放同盟滋賀県連合会）には、鳥取ループ・示現舎ら（反訴原告ら）の行為を許さず、ばらまかれた「部落」の所在地情報や個人情報による身元調査・戸籍等不正取得事件、差別事の解決に向けて集会参加者ともに取り組むことが明記されている。しかも、原告川口の当日

の講演の題名は「新たな『部落地名総鑑』事件とネット公開～公然化・扇動化・悪質化する差別の現実～」であり、本訴請求原因となっている反訴原告らの行為に関する話がメインテーマであることは一見して明らかである（「公然化・扇動化・悪質化する差別」とは被告らの行為である）。

そもそも、本訴事件における加害者が、その被害者やその被害を救済しようとする者らによる集会に出席するということは、同集会参加者尊厳を踏みにじる侮辱的行為である。このような侮辱的行為に対し、原告川口や当該集会主催者は極めて丁寧な対応をした。

以上のとおり、被告らの主張は前提事実が全く異なり、被告らの請求は成立しえない。

5 被告宮部及び被告三品に係る要請文を發したことに関する反訴

（1）要請文の配布

被告らは、部落解放同盟は要請文（乙549）を、各都道府県連合会に配布した。

同文書は、被告らが東京地裁司法記者クラブに出席して行った記者会見の時に撮影した写真が掲載された、組織内部の連絡文書として配布された。

反訴準備書面3に詳しいが、配布の趣旨は、被告らが、2018年12月27日付依命通知（甲352）で違法性のあるものとされた『部落探訪』の撮影・取材のために、被差別部落や関連施設に訪問して、取材したり、写真や動画を撮影したりすることを繰り返しているため、各都道府県連合会が、被告らと分からずに、心ならずも対応してしまうことを避けるところにある。

（2）不法行為が成立しえないこと

前述したとおり、『部落探訪』が差別を助長する、人権を侵害するものであるところからすると、乙549をさらなる人権侵害を防止するために内部文書として配布することは、原告部落解放同盟の業務として当然であり、全く違法性が認められない。

よって、被告らの請求は成立しえない。

6 小括

本件反訴は、被告らが、法律的根拠を欠いていることを十分に認識しながらまたは容易に認識しえたにもかかわらず敢えて反訴提起を行ったものであるから、裁判制度の趣旨目的にてらして著しく相当性を欠くもので、訴権の濫用として速やかに却下されるべきである。仮に、内容にわたる判断が行われるにせよ、被告らの請求内容は、誤った事実関係をもとに要件の当てはめにおいても誤りをおかしたものであり、請求は成り立ちえず、棄却されるべきである。

第13 請求の拡張関係

なお、本件においては、被告宮部は提訴後に原告片岡の実家を訪問してその営業を妨害し、原告片岡に嫌がらせ電話をかけ、同和地区 Wiki 内においてはミラーサイトにおいて原告片岡に関する誹謗中傷記事が大量に記載されるに至っている

また、被告宮部は、原告藤川が訴訟係属中に死亡した後にその死亡を知った上で自らの本籍地を原告藤川の本籍地に移した。原告藤川の配偶者は本件の「加害者」である被告宮部と同一の本籍地となることを強いられることとなり強い憤りを有している。

このように被告宮部は本件提訴後も部落解放運動や部落解放同盟に対して強い敵意と執着心を有しており、悪質な加害行為を継続中である。

被告宮部は「裁判で負けても賠償金踏み倒して、ほとぼりが冷めたら判決を無視する」という自らのツイートについて「事実を書いただけ」と述べ、「日本には法廷侮辱罪がないので、やりたい放題できますし」というツイートについて「それは（やりたい放題）したいです」と述べるなど加害意思は強固であり、法遵守意識の欠如は著しい（宮部尋問結果21頁）。

従って、請求の趣旨の拡張関係についてもその裏付けは十二分に存在することは明らかである。

以上